

(案)

第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和6年度実施状況報告書

<個別事業>



令和7年(2025年) 月

札幌市

- 個別事業の実施状況 -

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業について、事業ごとに令和6年度(2024年度)の実施状況(全306事業)を掲載しています。

【事業No】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標・基本施策に対応する番号を記載しています。
(例:基本目標2 基本施策3⇒2-3)

【事業・取組名】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業の「事業・取組名」を記載しています。

【事業概要】

各事業の事業概要を記載しています。

【活動指標】

活動指標のある事業については、目標値と令和6(2024)年度の実績値を記載しています。なお、令和5年度に第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2023(以下「AP」という。)の策定があったため、目標値を「①AP事業目標」「②AP活動指標」「③(AP以外)指標」のいずれか該当するものとしております。また、目標値の達成・未達成の状況と、未達成の場合はその理由と対応について記載しています。

【地域資源の活用・組織横断的な連携・主な連携先】

当該プランでは、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるにあたって、多様な地域資源の活用と組織横断的な連携を促進することとしています。事業ごとの活用・連携状況を下記の記号で記載しています。

○:活用・連携している

△:今後活用・連携予定である

×:活用・連携していない

—:活用すべき事柄に該当しない

【令和6年度(2024年度)実施状況】

各事業における令和6年度の実施状況を記載しています。

【令和7年度(2025年度)実施予定】

各事業における令和7年度の実施予定を記載しています。

【担当】

各事業の担当部局を記載しています。

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
基本施策1 子どもの権利を大切にできる意識の向上																			
■子どもの権利の普及・啓発																			
1	1-1	P54	「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」をチカホ、札幌市青少年育成大会、アリオ札幌の市内3か所で開催し、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し、学校に配布するなど、権利条例の普及啓発を行った。	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示する「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を開催。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し、配布することで、権利条例の普及啓発を行っている。	子ども未来局	子ども育成部	
2	1-1	P54	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	出前講座や出前授業を受けた市民に対し、広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及方法を検討した。	市民に家庭や地域での広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及方法を検討していく。	子ども未来局	子ども育成部	
3	1-1	P54	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	○	-	保育所・幼稚園・認定こども園・児童会館	無	-	-	-	-	-	-	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や「乳幼児保護者向けリーフレット」など、各種広報物を施設職員に向けて配布するほか、出前講座を実施するなど、広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行った。	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や「乳幼児保護者向けリーフレット」を施設職員に向けて配布するなど、子どもの権利に関わる広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行っている。	子ども未来局	子ども育成部	
4	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもへの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布した。このほか、地域関係者に向けた出前講座の実施や広報紙に子どもの参加の取組方法を掲載するなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。	子ども未来局	子ども育成部	
5	1-1	P54	他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	東京都が主催することもシンポジウム「TEENS SQUARE」に札幌市の子どもたちとともに参加し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市と情報交換を行った。	子どもの権利条例を制定している、自治体と事業の実施やシンポジウムを通じて、まちづくりに関する情報や意見交換を行うことで、より効果的な取組の検討を進めていく。	子ども未来局	子ども育成部	
■子どもの権利の理解促進(保護者)																			
6	1-1	P55	乳幼児の保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々をはじめとして、妊娠前から乳幼児期の健診や子育てサロンなど様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	○	○	保育所・幼稚園・認定こども園	無	-	-	-	-	-	-	子育ての気づきを交えた乳幼児保護者向けリーフレットを、各区保健センターや保育・子育て支援センター、保育所、幼稚園などの3歳児クラスの保護者に配布したほか、子どもの権利絵本の活用など、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行った。	保育所・幼稚園などと連携した、乳幼児保護者向けリーフレットの3歳児クラスへの保護者の配布のほか、母子手帳や子育てガイドを活用するなど、妊娠から様々な機会を捉え、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行っている。	子ども未来局	子ども育成部	
7	1-1	P55	学齢期の子どもへの普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの普及啓発を進めます。	○	○	小学校教育委員会	無	-	-	-	-	-	-	学校を通じ、小学1年生の保護者全員に向けて子どもの権利のチラシを配布し、学齢期の子どもへの普及啓発を行った。	学校を通じ、子どもの権利のチラシを配布するなど、保護者へ向けた普及啓発を行っている。	子ども未来局	子ども育成部	
■子どもの権利の理解促進(子ども)																			
8	1-1	P55	子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	○	○	小・中学校関係部局	無	-	-	-	-	-	-	子どもの権利の取組事例や情報について掲載した子ども向け広報紙「子ども通信」を年2回発行。子どもにわかりやすく親しみやすいよう、イラストや写真を活用した内容とし、小中学校のクラスに掲示している。また、希望する保育所・幼稚園等に子どもの権利絵本を配布し、読み聞かせを通じた情報発信を行った。	子ども向け広報紙「子ども通信」(年2回発行)等により、権利に関する取組事例や情報を発信し、子ども自身の理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部	
9	1-1	P55	子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的な実践的な理解の向上を図ります。	-	-	-	無	出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数(累計)	211件	300件	③	-	新型コロナウイルス感染症により、R2～3年度が出前講座の実施が困難であったため。	オンラインを活用した出前講座の実施など啓発活動を工夫することで、理解向上の機会を確保した。	ペープサート(紙人形劇)による出前講座を市内17か所の児童会館で実施したほか、子どもに向けた出前講座を実施し、子ども自身の理解促進を図った。	子どもの権利に関する出前講座や出前授業のほか、様々な機会を捉えて啓発活動を行い、子ども自身の理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部
10	1-1 4-5	P55 P109	子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小・中学校教育委員会	有	-	-	-	③	-	-	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布する予定。	市民文化局	男女共同参画室	
										対象児童・生徒への配布割合	100%	100%							

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業指標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
■子どもの権利を生かした学校教育の推進																			
11	1-1	P55	小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	○	○	小・中学校教育委員会	無	-	-	-	-	-	-	-	市内の学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進めた。	市内の学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進める。	子ども未来局	子ども育成部
12	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	68.2%	65%	-	①	-	-	「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部
13	1-1 1-2	P56 P58	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	「さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」に基づいた自治的な活動を行っている学校の割合	100%	100%	-	②	-	-	「人間尊重の教育」推進事業において、各学校の自治的な活動の充実に向けて「次年度につなげたい自治的な活動賞」を選定し、その取組を全市に周知するなどして、各学校における自治的な活動の推進を図った。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業において、さっぽろっ子サミットの開催や各校で取り組んでいる自治的な活動の好事例の紹介、「次年度につなげたい自治的な活動賞」の決定と周知などを通して、自治的な活動の充実を図る。	教育委員会	学校教育部
14	1-1 4-5	P56 P109	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	地域学習については、リーフレットを改訂し、事業の目的や意義について各校へあらためて周知した。また、小中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的事例等を取り上げながら各校の取組の推進を図った。	地域学習については、改訂したリーフレットを活用し、事業の目的や意義について各校へあらためて周知するとともに、札幌市ホームページにも取組例等を掲載し、事業の促進に向けた啓発に努めていく。また、小中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的事例等を取り上げながら各校の取組の推進を図る。	教育委員会	学校教育部
15	1-1	P56	福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	-	○	小・中学校教育委員会	有	-	-	-	-	-	-	-	小学校4年生、中学校3年生への配布を行い、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼した。	小学校4年生、中学校3年生への配布を継続し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼する。	保健福祉局	障がい保健福祉部
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進																			
■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進																			
16	1-2	P57	子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	○	○	小・中・高等学校関係部局	無	-	-	-	-	-	-	-	子ども議員27名が、12名の高校生・大学生のサポートの下、「子どものやさしいまち」を題材に自ら設定した市政に関するテーマについて議論し、まとめた意見についてテーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。また、市長報告会の様子は広報部Youtube公式チャンネルSapporoPRDで一般公開した。	市内の小・中学生を対象に子ども議員を公募し、選ばれた子ども議員が、札幌のまちづくりについて勉強会や話し合いを行い、札幌市長等に対し提案や意見表明を行う。	子ども未来局	子ども育成部
17	1-2	P57	子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	○	○	小・中・高等学校関係部局	無	-	-	-	-	-	-	-	子どもが気軽に市政やまちづくりに意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布。令和6年度は「子どもにやさしいまち」をテーマに意見を募集し、その結果を札幌市の考え方と併せて子ども向け広報紙「子ども通信」で広報することで、子どもの意見表明機会を確保するとともに、理解促進を図った。	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、その結果を札幌市の考え方と子どもの権利の広報紙で広報し、子どもの参加や理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部
18	1-2	P57	子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	東京都が主催したこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に札幌市から公募で選ばれた中高生6人からなる「さっぽろティーンズ委員会」のメンバーが参加。「こどもにやさしいまち」を発表し、他都市の子どもたちと意見交換を行った。また、まとめた意見は広報紙に掲載し広報するなど、子どもの参加や意見表明を促進した。	権利条例を制定している他の自治体との連携を強化し、子どもの権利条例を制定している、他都市の子どもたちによる交流事業を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行い、子どもの参加や意見表明を促進していく。	子ども未来局	子ども育成部
19	1-2	P57	子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	子どもが自ら情報を発信する機会を確保するため、子どもの参加や情報発信への取り組みを推進した。	子どもが取り組む情報発信の機会確保に向け、札幌市全体で子どもの参加や情報発信の取組を進めていく。	子ども未来局	子ども育成部
20	1-2	P57	次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	○	-	小・中・高等学校大学	有	本事業に参加したことにより、まちづくり活動への参加意欲が向上した若者の割合	91.5%	90%	-	①	-	-	小学生、中学生、高校生、大学生などの若者に対して、それぞれの世代に応じて、まちづくり活動への理解や参加を促す取組を実施した。小学生では市内15校にて、授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を実施。中学生では市内3校にて、社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」を実施した。高校生以上では、市内8校と、18～34歳の若者で組織する「若者ネットワーク」にて、町内会とのマッチングを計10地域程度実施する。	小学生、中学生、高校生、大学生などの若者に対して、それぞれの世代に応じて、まちづくり活動への理解や参加を促す取組を実施した。小学生では市内15校にて、授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を実施。中学生では市内3校にて、社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」を実施した。高校生以上では、市内8校と、18～34歳の若者で組織する「若者ネットワーク」にて、町内会とのマッチングを計10地域程度実施する。	市民文化局	市民自治推進室

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
21	1-2	P57	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	-	○	関係部局	無	-	-	-	-	-	-	札幌市子どもの権利委員会に子ども委員3名が参加しているほか、各局区においてもキッズコメントやワークショップを実施するなど、子どもの参加・意見表明の機会を促進した。	子どもの権利委員会への子ども委員の参加のほか、各局区に子どもの意見表明権を周知することで、子どもが大きくかかわる施策や事業を実施する際や、計画策定時にはキッズコメントやアンケート、ワークショップを実施するなど、市政やまちづくりへの子どもの参加や意見を反映する取組を促進していく。	子ども未来局	子ども育成部	
22	1-2	-	さっぽろ気候変動タウンミーティング	「対話を通じて学び、考え、行動する」をコンセプトに、「学び」「考える」機会として、各テーマに沿った有識者等からの知識のインプットや、有識者等も交えた対話による各個人の考えのブラッシュアップ等を行うとともに、具体的な「行動」を自身で企画をすることで、気候変動対策やSDGsの実践に係る実践力を磨く一連のプログラムを実施します。	-	-	-	有	脱炭素型ライフスタイルを実践している市民の割合	R7.9に確定	57%	③	未達成	-	気候変動をはじめとした社会課題について、様々な視点で捉えることができるようにテーマを設定し、有識者等による講義や参加者同士の対話を通じて「学び」「考える」プログラムを実施した。また、プログラムを通じて生まれた「行動」をサポートした。	令和6年度と同様、気候変動をはじめとした社会課題について、様々な視点で捉えることができるようにテーマを設定し、有識者等による講義や参加者同士の対話を通じて「学び」「考える」プログラムを実施する。また、プログラムを通じて生まれる「行動」をサポートする。	環境局	環境都市推進部	
								プログラムの参加人数	29097人	31000人		達成			・プログラムの回数:8回 ・参加人数:47名	開催時期:令和7年9月～(予定)			
23	1-2	-	環境教育ワークショップ	小学生の参加者一人一人が、世界で起きている環境問題を理解し、必要な知識を学び、自らが地球上に生きるひとつの生物であるという意識を持ち、課題解決のために仲間をつくりながら行動を起こしていくことを狙いとしたワークショップを実施します。	○	-	児童会館	有	エコライフレポートに取り組んだ累計人数	335千人	336千人	③	未達成	-	札幌市内の児童会館等に通う小学生を対象に、オンラインを活用した学習や発表、他グループとの交流を行う「環境教育・子どもワークショップ」を令和7年2月、3月に開催した。	令和6年度と同様、札幌市内の児童会館等に通う小学生を対象に、オンラインを活用した学習や発表、他グループとの交流を行う「環境教育・子どもワークショップ」を実施する。	環境局	環境都市推進部	
								環境教育教材配布校の累積校数	753校	712校		達成			・開催回数:2回(5会場/回) ・参加人数:125名	開催時期:令和8年1月～2月(予定)			
								ワークショップの実施児童会館数	10館	10館		達成							
■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進																			
24	1-2	P58	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	○	-	児童会館 地域住民	無	-	-	-	-	-	-	児童会館全館に子ども運営委員会を設置しており、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させた。	引き続き、児童会館全館で子ども運営委員会を設置し、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させる。	子ども未来局	子ども育成部	
25	1-2	P58	子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	○	-	小学校や児童会館などの子ども関連施設	無	-	-	-	-	-	-	札幌市における子どもの主体的な参加や活動、取組事例を紹介した子どもの権利広報紙を子ども関連施設に配布し、広報することで、子どもの参加を促進した。	子ども関連施設における子どもの主体的な参加や活動、地域の大人との交流などの取組事例を、大人向け広報紙「権利ニュース」で広め、子どもの参加を促進する。	子ども未来局	子ども育成部	
26	1-1 1-2	P56 P58	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」に基づいた自治的な活動を行っている学校の割合	100%	100%	②	達成	-	「人間尊重の教育」推進事業において、各学校の自治的な活動の充実に向けて「次年度につなげたい自治的な活動賞」を選定し、その取組を全市に周知するなどして、各学校における自治的な活動の推進を図った。	「人間尊重の教育」推進事業において、さっぽろっ子サミットの開催や各校で取り組んでいる自治的な活動の好事例の紹介、「次年度につなげたい自治的な活動賞」の決定と周知などを通して、自治的な活動の充実を図る。	教育委員会	学校教育部	
■地域における子どもの参加の促進																			
27	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつながっていきます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布した。このほか、地域関係者に向けた出前講座の実施や広報紙に子どもの参加の取組方法を掲載するなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。	子ども未来局	子ども育成部	
28	1-2	P59	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	○	○	まちづくり活動等を行う地域団体 小学校 各区 各まちづくりセンター	有	-	-	-	-	-	-	各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行った。	各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行う。	市民文化局	市民自治推進室	
								小学3年生を対象とした副教材「子どもまちづくり手引書」を作成し、子どもたちが自らできるまちづくり活動やその取組方法などを紹介する。この手引書を授業で活用することにより、子どもたちがまちづくりについて考えるきっかけとしてもらった。											
29	1-2	P59	少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	○	○	青少年活動を支援する地域団体、小学校	有	ジュニアリーダー養成研修及び健全育成事業にて学びや発見を得たと回答した参加者の割合	94%	90%	①	達成	-	市内で活動する少年6団体の新規加入者募集に関する広報として、市内小学校・児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の告知記事を掲載。市内の児童に対し、広く団体のPRを行った。	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成しながら、子ども会を始めとした少年団体の円滑な活動と活発化を図る。	子ども未来局	子ども育成部	
								また、子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成する研修や子どもの健全育成に資する体験活動を実施。研修は175回行い、参加者は延べ5,858名であった。様々な体験活動や異年齢交流を行う中で、子ども達の自主性や協調性を高めることができた。	5,858人	7,000人		未達成							

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
30	1-2 3-3	P59 P90	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 横浜植木株式会社北海道支店	有	「Coミドリ」年間利用者数	31,079人	17,500人	①	達成	-	-	プレーパーク(年間165回実施)や多様な体験プログラム(年間64回実施)を提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施した。	プレーパーク(木～日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部
31	1-2 3-3	P59 P90	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益財団法人札幌市公園緑化協会	有	プレーパークの年間参加者数	8,239人	8,300人	①	未達成	悪天候等により開催回数が増加しているため、引き続き積極的な普及啓発活動を行う。	普及啓発活動の効果により一回あたりの参加者数は2023年度:45人から、2024年度:58人に増加しているため、引き続き積極的な普及啓発活動を行う。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、体験型プレーパーク及びイベントブース出展を実施した(年間計10回程度)。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施した(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施した。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施した。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、イベントブース出展を実施する(年間計10回程度)。また、体験型プレーパークを年間計5回程度、子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を年間12回程度実施する。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施する。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施する。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり																			
■子どもの安心と学びのための環境づくり																			
32	1-3	P60	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	○	○	教育委員会 小・中・高等学校 等	無	-	-	-	-	-	-	-	・新学期に周知用カード(小中学生・高校生全員)及びチラシ(小学1、4年生、中学1年生)を配布することに加え、新学期から半年経過後の秋に新学期開始時に悩みがない子どもも新学期開始から6か月経過すると悩みが発生するであろうとの考えから、その子どもが子どもアシストセンターを悩み解決の糸口として活用してもらえるよう、デザインを一新した周知用カード(小中学生・高校生全員)を配布した。 ・保護者向けに広報誌「あしすと通信」を作成し、子どもと過ごす時間が増える長期休暇(冬休み、春休み)前に配布した。 ・市内在住の中高生を対象にLINE広告を配信し、悩みを抱えた時にいつでも相談できるようお守り代わりにしてLINE友だち登録を呼びかけた。 ・出前講座を3回、子ども出前講座を17回(955人観覧)実施し、子どもの権利の理解促進や子どもアシストセンターの利用促進を図った。	・「年間を通した切れ目ない広報」を実現させるため、既存広報に新たな広報を組み合わせて計画を達成していく。 ・周知用カード(小中学生・高校生全員)を春と秋の年2回配布するほか、保護者向け広報誌「あしすと通信」を配布する。 ・LINE広告を配信し、子どもアシストセンターの活用を勧める。 ・子どもや子どもに関わる様々な団体を対象に、子ども出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利の理解促進を図るとともに、子どもアシストセンターが安心して気軽に相談できる場所であることを周知する。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局
33	1-3 1-4	P60 P64	学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	教育相談室では、保護者の同意のもと、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言を行った。 教員研修では、学校における教育相談体制の在り方に関する研修や、子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施した。 校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止、初期対応等に計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行った。	教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言を行う。 教員研修では、学校における教育相談体制の在り方や子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施する。 校内研修会では、不登校児童生徒とその保護者支援や未然防止・初期対応等の取組について、計画的・組織的に取り組むよう指導・助言を行う。	教育委員会	学校教育部
34	1-3	P60	スクールカウンセラー活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるように、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	-	-	-	有	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	92.0%	94.0%	①	未達成	・自分で解決しようという気持ちを尊重しつつ、他者に頼ることは、視野を広げ、心を成長させることになることを伝える。 ・家族は、共に悩み、成長を支えてくれる存在であることを伝える。 ・相談したことを後悔させないような相談体制の充実を図る。	小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り同一のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるように配置を工夫した。 また、令和6年度より、小学校におけるSCの配置時間数を、1校あたり年間69時間から年間140時間に増加させた。各学校に積極的なSCの活用を働きかけた結果、令和6年度は60,000件近くの相談があり、大規模校においては相談待ちが常態化している。	小中一貫したパートナー校に可能な限り同一のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。 いじめ対策組織の必須構成員として、SCが果たすべき役割や効果的な活用について、協議会での説明や研修を通して周知を図り、引き続き子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進める。 令和6年度に引き続き、令和7年度も昨年度と同様の時間数を配置するとともに、全ての市立学校に導入している1人1台端末「心の健康観察」アプリを活用することにより、悩んだり困ったりしている子どもがSCにつながるやすくなるよう、相談体制を充実させる。 今後は、大規模校における相談待ちの状況を調査し、SCの適切な配置時間数について検討するなど、よりよい相談体制づくりを目指す。	教育委員会	学校教育部	
35	1-3 3-4	P60 P93	教育支援センターにおける支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	-	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率	47%	60%	③	未達成	各施設で多様なニーズに応えられるよう柔軟な支援を実施したことで登録者数が増加した。割合としては未達成だが、人数や社会的自立に向けた取組を支援できるようにしている。	子どもの状態によって必要支援が異なるため、オンライン等も活用することで多様な学びの場を設け、段階的な学校復帰や社会的自立に向けた取組を支援できるようにする。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区に、教育支援センターサテライトを拡充した。さらに、これまで支援につながってこなかった不登校児童生徒を対象に、教育支援センター一宮の沢において、オンラインによる支援を試行的に実施した。市内小中学校の不登校児童生徒の保護者を対象とした交流会を開催し、困りや悩みを共有できる機会を提供した。	教育支援センターサテライトでは、体験活動に加え、児童生徒が学習にも取り組めるようにすることで、学びの場を拡充する。また、オンラインによる支援を引き続き試行実施するとともに、一日あたりの活動時間および活動日を増やすことで、一人でも多くの子どもを支援できる体制を整える。さらに、保護者交流会を年2回開催することで、保護者の不安解消を図る。	教育委員会	学校教育部

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
36	1-3 3-4	P60 P93	相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	○	-	地域住民	有	相談支援パートナー等の対応・支援により、不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合	80%	85%	①	未達成	R6年から全ての小中学校等に相談支援パートナーを配置したことで、支援を受けた人数及び状況が改善した児童生徒は増加したが、不登校児童生徒数はこれまで以上に増加したため、全体としては目標値に届かなかったと考えられる。	相談支援パートナー支援時間数の検討及び研修の実施による支援の充実を図る。また、不登校児童生徒数の激増の昨今の状況を踏まえた目標値の妥当性の検討を行う。	全小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校に相談支援パートナーを配置した。不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うなど、きめ細やかな支援を行った。	全小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーの配置による、効果検証及び相談支援パートナー支援時間数の調整検討や研修の実施による支援の充実を図る。	教育委員会	学校教育部
37	1-3	P60	いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	○	○	札幌法務局人権擁護部 北海道警察生活安全部少年課 札幌市青少年育成委員会 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 北海道フリースクール等ネットワーク	有	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	92.0%	94.0%	①	未達成	すべての校種において、「誰にも相談しない」と回答した児童生徒が、5～10%程度いる。	・自分で解決しようという気持ちを尊重しつつ、他者に頼ることは、視野を広げ、心を成長させることとなることを伝える。 ・家族は、共に悩み、成長を支えてくれる存在であることを伝える。 ・相談したことを後悔させないような相談体制の充実を図る。	令和6年4月に改訂される札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、各学校において、学校いじめ防止基本方針を改定し、正しい法の理解に基づく組織的ないじめ防止の取組を進めた。また、令和6年度より、全ての市立学校に、1人1台端末「心の健康観察」アプリを導入し、いじめを含めた子どもの困りや悩みの早期発見に努めるとともに、組織的に対応することを進めた。相談窓口周知カードを4年生以上の全ての児童生徒に配付し、学校や家庭以外にも様々な相談先があることを子どもたちに周知した。教職員の経験年数に応じた研修を実施するなど、取組の強化を図った。	令和7年度も、引き続き「心の健康観察」アプリを全ての市立学校に導入する。本アプリを用いて、日々の健康観察やアンケートを実施し、いじめを含めた子どもの困りや悩みの早期発見に努めるとともに、組織的な対応の徹底を図る。子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命(いのち)の安全教育」の実施について、各学校に周知していく。また、令和7年度は、管理職や生徒指導担当の教職員を対象とした生徒指導研究協議会を2回開催することとし、いじめ防止等の取組の徹底や、「生命(いのち)の安全教育」の実施、自殺を防ぐための取組をテーマとして行う予定した。さらに、子どもたちがより相談しやすくなることを目指し、相談窓口周知カードの記載を工夫したり、教職員の経験年数に応じた研修内容を充実させたりして、子どものSOSを見逃さない体制を整えていく。	教育委員会	学校教育部
38	1-3 3-4	P60	子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	-	フリースクールを運営するNPO法人等	有	フリースクールへ通う不登校児童生徒数	143人	130人	①	達成	-	-	令和6年度は12団体への補助を行い、通所する143人の児童・生徒の学習環境の充実へとつなげた。また、光熱費高騰対策として、8団体に対し補助を行った。	令和6年度同様、予算24,000千円にて事業を継続する。	子ども未来局	子ども育成部
39	1-3	P60	札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	○	○	学習支援員(主に地域の大学生) 教育委員会	有	個別学習支援参加者の高校等進学率	100%	100%	①	達成	-	-	令和5年度と同じく、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とした。保護課CWによる生活保護受給世帯への家庭訪問を通して、対象世帯に参加勧奨を行った。また、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学によらない学習活動や保護者向けの進路相談会を実施した。	令和6年度と同じく、前年度からの継続者は4月開始、新規参加者は5月開始、実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とする。令和7年度も、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学によらない学習活動や保護者向けの進路相談会を実施した。また、事業参加に際し、4月よりスマート申請によるオンライン申請を開始した。	保健福祉局	総務部
40	1-3	P61	(仮称)学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	○	○	学校 児童相談所 医療機関 総務局国際部 札幌国際プラザ	無	相談者が「相談できてよかった」と感じている割合	100%	100%	③	達成	-	-	日本語の能力のアセスメントを行う「日本語能力判定コーディネーター」を配置し、帰国・外国人児童生徒に対する教育相談・支援の充実を図った。令和6年度は日本語能力判定コーディネーターが教育相談室で行った相談は2件、学校訪問を行った相談は4件、札幌国際プラザのコミュニティ通訳を活用した相談は4件である。	帰国・外国人児童生徒教育支援事業連絡推進会議、および札幌国際プラザに英語、中国語表記のパンフレットを置き、本事業の周知を行う。また、実際の困りの把握のため、学校への訪問相談、各学校での研修を実施していく。	教育委員会	学校教育部
41	1-3	P61	公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	○	○	自主夜間中学 公益財団法人など 子ども未来局子ども育成部 札幌市若者支援総合センター	無	-	-	-	-	-	-	-	令和4年4月に開校して以来、様々な事情で十分に義務教育を学ばなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としており、令和6年度末の在籍者は105名となった。	令和7年4月現在、94人の生徒が在学し、様々な事情で十分に義務教育を学ばなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としている。	教育委員会	学校教育部
42	1-3 3-4	P61 P92	若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	-	学習支援に取り組むNPO団体	有	学習支援利用者のうち高卒認定試験及び高等学校合格者数(累計)	29人	32人	①	未達成	通信制高校等に在学中など当該事業参加者の裾野が増える一方で、必ずしも高卒認定試験を受験せず学習支援を受けながら高校卒業を目指すケースが増えているため。	中学校や定時制高校等へのアウトリーチ活動を継続して行い、支援の必要な若者の把握に努め、新規参加者を増やすため広報活動等の取り組みを強化する。	進路や進学の悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ299件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。学習支援には48名が参加し、うち14名が高卒認定資格を取得し、3名が高校入学試験に合格した。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部
43	1-3 3-4	P61 P92	若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	市内5か所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 ・若者登録者数:14,776人 ・延べ利用者数:272,168人	市内5か所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。	子ども未来局	子ども育成部
44	1-3 3-4	P61 P92	中学校卒業等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	-	市内中学校及び高等学校	無	-	-	-	-	-	-	-	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、91名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局	子ども育成部

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部		
									②AP活動指標											③(AP以外)指標	
■子どもが安心して暮らせる地域づくり																					
45	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	-	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数	115	110	①	達成	-	-	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施した。(24団体に1,993千円) 子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施した。(4団体1,334千円) 市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	子ども食堂に加え、学習支援や体験活動を行う団体に対し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施する。 子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施する。 ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。 食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金の給付を実施する。	子ども未来局	子ども育成部		
									補助金を活用して新規開設した子ども食堂の数	9	6		達成								
									-	-	-		-								
46	1-3 3-3	P61 P89	児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	-	児童会館 地域住民	無	-	-	-	-	-	-	-	コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努めた。	引き続き、コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努める。	子ども未来局	子ども育成部		
									-	-	-		-								
									-	-	-		-								
47	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布した。このほか、地域関係者に向けた出前講座の実施や広報紙に子どもの参加の取組方法を掲載するなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。	子ども未来局	子ども育成部		
									-	-	-		-								
									-	-	-		-								
48	1-3 3-3	P62 P88	少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-	-	約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部			
									-	-	-		-								
									-	-	-		-								
49	1-3 3-3	P62 P88	少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教護協会	無	-	-	-	-	-	-	令和6年度実績:指導件数4,673件、声かけ件数26,733件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)	子ども未来局	子ども育成部			
									-	-	-		-								
									-	-	-		-								
50	1-3 3-3	P62 P89	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求め「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	有	札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思ふ人の割合	46.4%	52.1%	①	未達成	-	-	「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」に基づき、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を行う。	令和6年度と同様の事業を実施予定	市民文化局	地域振興部		
									「ながら見守り」活動登録制度の登録件数	9,102人	6,000人		達成								
									-	-	-		-								
■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)																					
51	1-3 4-3	P62 P106	子どものくらし支援コーディネート事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	有	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数	561人	425人	①	達成	-	-	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐ、重層的な見守りへとつなげる事業を実施した。 相談受理件数:308件 支援継続件数:271件	「子どもコーディネーター」を8名配置し、市内全域の児童会館や子ども食堂、認可外保育施設を巡回し、困難を抱えている子供や家庭の早期把握、支援や見守りにつなげる。	子ども未来局	子ども育成部		
									子どもコーディネーターが継続支援している子どもの数	647人	650人		未達成								
									-	-	-		-								
52	1-3 3-1	P62 P84	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	○	○	児童相談所 各区健康・子ども課	有	SSWが関わることで児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向」に向かっている割合	83.5%	86.0%	①	未達成	-	-	SSWの体制拡充に伴い、相談事業に対するSSWからのアプローチが従前に比べて能動化・積極化したことにより、中長期的に関わり続けたことが要因と考えられるため。	体制変更の定着化を図るとともに、より丁寧な相談対応を通して、指標の改善を図っていく。	スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、市内10区を5エリアに分け、各学校を担当する体制とした。また、スクールソーシャルワーカーが児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。	会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーが増員されたことから、問題の解決に向けた支援の充実を努める。また、さらに積極的に事案の掘り起こしをするとともに、細かに事案を検討することで、児童生徒がおかれた環境が改善するように支援を行う。	教育委員会	学校教育部
									-	-	-		-								
									-	-	-		-								
53	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	-	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援した。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	子ども未来局	母子保健担当部		
									-	-	-		-								
									面談実施率	100%	100%		達成								

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
54	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦訪問事業	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行った。	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行う。	子ども未来局	母子保健担当部			
55	1-3 2-3	P62 P76	産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等 各区健康・子ども課	有	不安を抱える産婦のうち、産後ケア事業を利用したことにより不安が軽減された方の割合	49.7%	23.9%	①	達成	-	産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設または利用者の居宅において助産師等による健康管理や育児指導等のケアを実施した。10月には訪問型を新たに開始するとともに、誰もが利用できるユニバーサルサービスとした。	産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設または利用者の居宅において、助産師等による健康管理や育児指導等のケアを実施する。	子ども未来局	母子保健担当部			
56	1-3 2-3	P63 P77	乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	①4か月児健康診査 実施回数:359回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:328回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:357回 ④3歳児健康診査 実施回数:359回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施予定回数:362回 ②10か月児(再来)健康診査 実施予定回数:348回 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数:360回 ④3歳児健康診査 実施予定回数:360回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	子ども未来局	母子保健担当部			
57	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	「子育て世代包括支援センター」は令和6年度からの「こども家庭センター」設置に伴い、統合されたため、令和5年度をもって終了した。	実施予定なし	子ども未来局	母子保健担当部			
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済																					
■子どもの権利侵害に関する相談・救済																					
58	1-4	P63	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。	○	○	各学校 児童相談所 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 等	無	-	-	-	-	-	-	・相談状況については、実件数で1,085件、延べ件数で3,234件寄せられ、LINEや電話、Eメール、面談等により対応した。 ・調整活動は、28件の案件について128回実施し、相談者と関係者の間に立って問題の解決を図った。	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局			
59	1-4	P64	子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	・広報活動の結果、LINE相談は延べ1,927件寄せられ、電話相談(1,013件)を大きく上回った。 ・LINE広告の配信や、LINEのQRコード入りの周知カードの配布により友だち登録総数が5,333件となった(前年比1,530件増)。	引き続きLINE相談を通年で実施するとともに、周知カードの配布やLINE広告の配信等によりLINE相談をPRするとともに、いつでも相談できるようLINE友だち登録を勧め、アシストセンターとつながっている子どもを増やしながら、いつでも気軽に相談できる環境を築いていく。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局			
60	1-3 1-4	P60 P64	【再掲】学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	教育相談室では、保護者の同意のもと、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言を行う。 教員研修では、学校における教育相談体制の在り方に関する研修や、子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施した。 校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止、初期対応等に計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行った。	教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言を行う。 教員研修では、学校における教育相談体制の在り方や子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施する。 校内研修会では、不登校児童生徒とその保護者支援や未然防止・初期対応等の取組について、計画的・組織的に取り組むよう指導・助言を行う。	教育委員会	学校教育部			
61	1-4	-	ヤングケアラー支援推進事業	潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、関係職員に向けた研修等による理解促進、ヤングケアラーが気軽に相談できる場の提供、広く市民に対する普及啓発を実施します。	○	○	子どもの権利総合推進本部 中・高・中等教育・特別支援学校	有	「困りごとがある場合に相談できる相手がいる」と回答した子どもの割合	98.6%	95.6%	②	達成	-	札幌市では、令和5年1月にヤングケアラー支援ガイドラインを策定のうえ、関係機関・団体による連携したヤングケアラー支援に取り組んでおり、令和6年度は以下の事業を実施した。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他法手続同行支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供):1396件の相談、交流サロンを28回開催し、計353名が参加した。 ○ヤングケアラー支援研修(基礎編・実践編)を開催し、述べ308名が参加した(基礎編はYoutubeで動画配信もあり)。 ○ヤングケアラー一世帯訪問支援事業:4世帯に訪問支援員が訪問し、家事等の支援を行い、障がい福祉サービス等の支援につなげた。	令和7年度は以下の事業を実施する。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他法手続同行支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供) ○ヤングケアラー支援研修 ○ヤングケアラー一世帯訪問支援事業	子ども未来局	子ども育成部			

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
■児童虐待への対応																			
62	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい 保健福祉部、保健所 ほか	無	-	-	-	-	③	-	-	・要保護児童対策地域協議会としての活動を行った。 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動を行った。	・要保護児童対策地域協議会としての活動を実施。 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動を実施。	子ども未来局	児童相談所
63	1-4 4-1	P64 P97	子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	-	児童家庭支援センター	有	子育てに困ったときの相談ができる場が整備されていると感じる市民の割合	19.60%	19.20%	達成	-	-	子ども安心ホットラインでは、電話相談員10名により夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施した。 また、市内6か所の児童家庭支援センターについて、運営費の補助を行った。相談件数については各施設増加している。	センターの安定運営のため、引き続き運営費の補助とセンターとの連携を継続していく。	子ども未来局	児童相談所	
64	1-4 4-1	P64 P97	児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。	-	-	-	有	第4次強化プランの策定	検討	策定	①	未達成	令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等を検証した上で、新たな児童相談体制強化プランの策定を行う旨、スケジュールの見直しを図ったため。	令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等を検証予定。	協働の組織文化醸成のため、全区で多職種合同研修を継続的に実施した他、新採用職員研修での職員育成ビジョンに係る研修を実施した。	新たな児童相談体制強化プラン策定に向け、令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等について、第三者評価の活用により検証を行う予定。	子ども未来局	児童相談所
65	1-4 4-1	P64 P97	(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	-	-	-	有	東部児童相談所の供用開始	工事継続	工事継続	達成	-	-	前年度に引き続き新築工事を進めた。 (着工:令和5年10月～)	引き続き新築工事を進め、令和7年9月下旬に新庁舎での業務を開始する予定。	子ども未来局	東部児童相談所	
66	1-4 2-2 4-1	-	こども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	-	③	-	-	中央区・北区・東区の3区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。未配置区はセンター長が統括支援員を兼務。	中央区・北区・東区・白石区・豊平区・西区の6区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。未配置区はセンター長が統括支援員を兼務。	子ども未来局	児童相談所/母子保健担当部
■権利侵害を起こさない環境づくり																			
67	1-4 4-5	P64 P109	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	-	○	市文化局男女共同参画課 教育委員会 母子保健担当部	無	-	-	-	-	-	-	-	対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。	対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部
68	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	68.2%	65%	達成	-	-	「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部	
69	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	地域の各NPO団体、ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) 公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合	43.9%	50%	未達成	在留期間が短い層が、札幌に住み続けたいと感じる割合が低かった	在留期間が短い層の困りごとの上位である日本語のコミュニケーション、行政窓口での手続き、地域住民との交流や日常生活のルールのことなどの支援に更なる力を入れていく。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国籍市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通して市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部		
70	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員養成研修で学んだことを今後活用できると回答した人の割合	97.80%	80%	達成	-	-	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施。	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施予定。	子ども未来局	児童相談所	

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
71	1-4	P65	DV対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	-	○	児童相談所	有	-	-	-	①	-	-	実績値の確認は5年に一度実施の市民意識調査により確認しており、前回調査は令和3年度。次回調査は令和8年度に実施予定。	・配偶者暴力相談センターでの相談支援を実施する。 ・地域情報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間等の大型ディスプレイなどを活用し、DVに該当する行為や相談窓口について広報を実施した。	・配偶者暴力相談センターでの相談支援を実施する。 ・地域情報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間等の大型ディスプレイなどを活用し、DVに該当する行為や相談窓口について広報実施予定。	市民文化局	男女共同参画室
72	1-4	P65	デートDV防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデートDV防止講座を行います。	○	○	中学校 高等学校 大学 専門学校 女性支援や人権啓発を行うNPO法人等	有	-	-	-	①	-	-	実績値の確認は5年に一度実施の市民意識調査により確認しており、前回調査は令和3年度。次回調査は令和8年度に実施予定。	中学、高校、大学・専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施した。(46校・49回実施)	中学、高校、大学・専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施予定。(45校・48回を予定)	市民文化局	男女共同参画室
■子育てに不安を抱える保護者等への支援																			
73	1-4 2-3	P65 P76	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	R7.11月に実績値が確定予定。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	子ども未来局	母子保健担当部
74	1-4 2-3	P65 P76	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	-	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備した。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備する。	子ども未来局	母子保健担当部
75	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	-	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援した。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	子ども未来局	母子保健担当部
76	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦訪問事業	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	-	-	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行った。	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行う。	子ども未来局	母子保健担当部

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応																			
■保育施設等の整備による定員の拡大																			
77	2-1	P67	地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	未実施(令和4年度以降募集していない)	事業終了につき実施予定なし	子ども未来局	子育て支援部	
78	2-1	P67	認可外保育施設の認可化移行支援事業	認可外保育施設から認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	未実施(募集したが応募なし)	令和7年度においては実施予定なし	子ども未来局	子育て支援部	
79	2-1	-	私立保育所等整備補助事業	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	-	-	-	有	待機児童数(国定義)	0人	0人	①	達成	-	令和6年度私立保育所等の整備件数 5件 【内訳】 ・保育所改築 1件 ・幼保連携型認定こども園への移行 4件	令和7年度私立保育所等の整備件数 9件 【内訳】 ・保育所等の改築 4件 ・幼保連携型認定こども園への移行 5件	子ども未来局	子育て支援部	
■多様な保育サービスの提供																			
80	2-1	P67	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	○	-	保育所・認定こども園・地域型保育事業所・子育て支援施設	有	時間外保育の利用可能率	100%	100%	①	達成	-	令和6年度は544施設(公立保育所・認定こども園)	令和7年度は540施設(公立保育所・認定こども園)	子ども未来局	子育て支援部	
81	2-1	P68	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	○	-	保育所・地域型保育事業所・子育て支援施設	無	-	-	-	-	-	-	【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし【私立保育園】 元町にここ保育園、青葉興正こども園、認定こども園北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし【私立保育園】 元町にここ保育園、青葉興正こども園、認定こども園北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	子ども未来局	子育て支援部	
82	2-1	P68	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	○	-	保育所	無	-	-	-	③	-	-	札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市大通保育園	札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市大通保育園	子ども未来局	子育て支援部	
83	2-1	P68	幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	○	-	幼稚園 認定こども園 子育て支援施設	有	利用可能率	100%	100%	①	達成	-	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を284施設で実施。	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を310施設で実施予定。	子ども未来局	子育て支援部	
84	2-1 3-1	P68 P82	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	-	-	-	有	安心して預かり保育を利用することができる感じる家庭の割合	79.7%	65%	①	達成	-	・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施した。 ・実施日:月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信した。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修機会を創出した。	・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日:月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修を年2回実施。	教育委員会	学校教育部	

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
85	2-1	P68	病後児デイサービス事業	病気回復期にあって集団保育が困難な小学6年生までの児童を、一時的に保育する病院等に付設した施設数を増やすことで、子どもを産み育てやすい環境促進を図ります。	-	○	各区健康・子ども課	有	利用申込人数に対する、実際に受け入れてきた人数の割合	78%	70%	①	達成	-	-	・病気の子どもを預かる病児対応型施設6施設、病気回復期の子どもを預かる病後児対応型施設1施設の実施。 ・さらなる施設数の増加に向けて、医療機関に対して新規開設に向けた打診を行う。 ・医療機関に新規開設を打診したが、新規開設には至っていない。	子ども未来局	子育て支援部	
86	2-1	P68	子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)事業	子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織をつくり、保育所の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」、親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施し、地域において子育てを支援します。また、各区の子育てインフォメーションでは、病児・病後児保育事業とあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施し、利便性の向上を図ります。	-	-	-	有	ファミリー・サポート・センター事業の利用登録会員数	18,208人	18,460人	①	未達成	新型コロナウイルスによる利用制限の影響が残るほか、感染症の流行や働き方改革により、子どもを預けるニーズに変容がみられることによる。	子育てアプリのプッシュ通知による事業周知の継続、ミニサイズの簡易版周知チラシ作成による事業周知拡大、提供会員募集チラシ掲示場所の拡充。	・「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施。 ・各区のこそだてインフォメーションにおいて、病児・病後児保育事業とあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施。	子ども未来局	子育て支援部	
■保育人材の確保及び教育・保育の質の向上																			
87	2-1	P68	保育士等支援事業	潜在保育士等の復職や求職と求人とのマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	-	-	-	有	保育士人材確保支援により就労する保育士等の数(年間)	982人	500人	①	達成	-	-	・保育士等の求職者と保育施設のマッチング等を行う「札幌市保育人材支援センターさばさみ」を運営した。 ・保育人材の確保のための合同面接会・施設説明会を実施した。 ・保育人材確保の取組効果の検証及び新たな取組みの立案等のため、保育士等実態調査を実施した。	子ども未来局	子育て支援部	
88	2-1	P68	保育人材確保緊急対策事業	就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点で効果的かつ継続的に保育人材の確保支援を行います。	-	-	-	有	保育士人材確保支援により就労する保育士等の数(年間)	982人	500人	①	達成	-	-	・保育施設が新卒者等に支給する就職支度手当の一部を補助した。 ・勤続年数(3・6・9年)に応じた一時金を保育士等に支給した。 ・認可保育所等に対し、潜在保育士及び保育支援者の配置に要する費用の一部を補助した。 ・中高生や保護者等を対象として、保育士職のイメージアップのためのPR等を実施した。	子ども未来局	子育て支援部	
89	2-1	P69	認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。また、届出制の対象外施設ではあるが、任意で運営状況報告書を提出している店舗内託児施設に対しても児童福祉の観点から巡回指導を実施します。	-	-	-	無	認可外保育施設(事業所)への指導監査実施率	100%	100%	③	達成	-	-	・札幌市へ設置届を提出している施設(事業所)に対し、運営状況報告書の提出を求め、立入調査を実施した。〔令和6年度実施施設数:310施設(事業所)〕	子ども未来局	子育て支援部	
90	2-1	P69	教育・保育の質の向上(研修実施、処遇改善への要望)	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所等の職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	○	○	保育所等教育委員会	無	研修の実施	21回	21回	③	達成	-	-	以下の研修を実施した。 ・札幌市保育所職員研修会(年7回) ・地域型保育事業所職員研修会(年3回) ・札幌市障がい児保育研修会(年5回) ・認可保育所等給食業務関係職員研修会(年2回) ・認可外保育施設職員研修会(年4回)	子ども未来局	子育て支援部	
91	2-1	P69	私立保育所等補助事業	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対する様々な補助を行います。	-	-	保育所等	有	保育士(正職)の1人目の加配を行った施設数	223施設	218施設	①	達成	-	-	質の高い保育の提供及び認可保育所等の適正で安定した運営を確保するため、7種類の補助事業を実施(①加配保育士等雇用促進補助金、②調理員パート補助金、③産休代替補助金、④食物アレルギー児保育事業費補助金、⑤休日保育補助金、⑥私保連等補助金、⑦利子補助)	子ども未来局	子育て支援部	
92	2-1	P69	家庭的保育者等研修事業	小規模保育事業所や家庭的保育事業所への従事を希望する者に対し、家庭的保育に必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。	○	-	保育所等	無	研修修了者数	0人	3人	③	未達成	研修の受講を希望する者がいなかったため。	研修について事前周知を行い、受講希望者に対し、研修を実施する。	研修の受講を希望する者がいなかったため、実施を見送った。	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、1回実施予定。	子ども未来局	子育て支援部

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
93	2-1 3-1	P69 P82	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 保健福祉局子ども発達支援 総合センター 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	・幼児教育センターにおいて集成型、動画配信等の教員向け研修を実施。幼児教育センター研修等に1,411名、教職経験に応じた研修に521名の教職員が参加。 ・市立幼稚園教諭が区内の小学校及び幼児教育施設を訪問し、園内研修の協力をする「訪問研修」を実施。5校14園に対して23回訪問し、延べ361名の教職員が参加。	・幼児教育センターにおいて講演会・専門研修及び教職経験に応じた研修の他、ニーズの高い内容・テーマの研修を17講座実施。(昨年から1講座増設) ・全ての講座で対象を市立学校教諭に広げること で、校種を越えた教職員間の学び合いの場を創出。 ・訪問先のニーズを捉え、「訪問研修」のテーマを小学校向け、幼児教育施設向けそれぞれ1テーマずつ追加。 ・新たに、市立幼稚園を会場とした「参観による研修」、様々な場面で活用可能な「動画視聴による研修」を開設。園・学校の実態に合わせた受講方法を選択可能とした。	教育委員会	学校教育部		
94	2-1 3-1	P69 P82	市立幼稚園における実践研究の推進	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	△	△	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	・市立幼稚園・市立認定こども園の共通研究主題に「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」を掲げ、「長時間保育」「遊びを通じた学び」「特別支援教育」「幼保小連携・接続」「家庭教育支援」をテーマとした実践研究を2園ずつペアになって推進、研究の深化を図るため、研究アドバイザーを配置。 ・実践研究の成果をまとめたパンフレットを作成し、全市の幼児教育施設や小学校に配布することで、幼児教育の質向上について啓発。 ・市立幼稚園4園が公開保育を実施し、市内の教職員等が共に幼児教育について学び合う機会を創出。	・新たに研究主題を「子どもの「やってみよう」がふくれ、未来につながる幼児教育」と設定し、「共生社会の実現」「地域の中で子どもを育む幼児教育の充実」「家庭教育を支える幼児教育施設の取組」「長時間保育」「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」をテーマに推進。 ・幼児を取り巻く今日的課題に対応したテーマで研究することにより、市内幼児教育施設の実践におけるヒントや工夫につなげる。	教育委員会	学校教育部		
95	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	③	-	幼児教育施設の勤務形態や施設類型の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、リーフレットを配布し、本会の趣旨を伝え参加を促す。 実施後、区ごとに取組内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。10区共通の内容と方法で、幼保小連携・接続の重要性を学ぶ全体研修と、地域で連携を深めるための交流や協議を行うブロック研修を実施。 ・子ども同士の交流や教職員間の学び合い等、具体的に連携活動を企画できるよう、教育委員会が令和5年度に作成した参考資料「つながるひろがるハンドブック」を活用。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数2,065名。	・各区の園長・小学校長の代表者で構成する「代表者会」と教育委員会が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。架け橋期の教育の充実に向けた取組と幼保小連携・接続の重要性について啓発。 ・地域の中でつながりをもてない園・学校がないよう、連携活動の立案と確実な実施を促進。 ・本協議会を通じた学びや成果を各園・学校の教育活動やカリキュラムに生かしていくための資料を教育委員会が作成し、活用方法を啓発。	教育委員会	学校教育部		
基本施策2 社会全体での子育て支援の充実																					
■子育て家庭に対する支援の充実																					
96	2-2 3-3	P71 P88	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備をします。	-	-	-	有	区保育・子育て支援センター設置数	10施設	10施設	①	達成	-	-	R5.4.1に供用開始となった中央区保育・子育て支援センターへの移転等により閉園した施設の解体設計、測量等を行う。	R5.4.1に供用開始となった中央区保育・子育て支援センターへの移転等により閉園した施設の解体工事、測量等を行う。	子ども未来局	子育て支援部		
97	2-2 3-3	P72 P88	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	有	子育てサロン利用者数(年間)	363,866人	338,457人	①	達成	-	-	・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行った。 ・訪問型子育て支援(ホームスタート事業)を実施した。	・引き続き、多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行う。 ・令和7年度4月より、地域子育て支援拠点のうち2拠点が開催日を週3から週5に変更。	子ども未来局	子育て支援部		
98	2-2	P72	地域子育て支援事業(情報発信等)	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	有	さっぽろ子育て情報サイトの利用者満足度(満足していない割合)	27.5%	14.2%	①	未達成	行政側の視点での情報発信が多く、利用者が求める情報が不足している。	社会情勢に応じた情報発信だけでなく、子育て世帯が必要とする情報を適宜発信。 AIチャットボットの精度向上のための回答修正。	・妊娠前から就学前の子育て情報の発信を行った。 ・さっぽろ子育て情報サイトに設置したAIチャットボットの回答精度を高められるよう、適宜回答修正等を行った。	・AIチャットボットの回答精度向上に向け、適宜回答修正等を行う。 ・札幌市公式HPのリニューアルに合わせ、情報発信の媒体や手法等について検討する。	子ども未来局	子育て支援部		
99	2-2	P72	父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	-	-	-	有	父子同室講座参加者の、育児に関する行動変容が期待されるものの割合	87%	90%	①	未達成	体調不良等の理由によりキャンセルが多かった。	対象者が1歳6か月未満児であるため、当日のキャンセルについては対応が難しいが、キャンセル待ち及び追加募集などの対応を行い、可能な限り参加につながるよう調整を行う。	運動遊びをテーマとした父子同室講座を、区保育・子育て支援センター及び認定こども園にじいろで各1回ずつ、定員10組で計10回実施した。また、冬季には雪遊びをテーマとした講座を定員10組として、2区で実施した。	運動遊びをテーマとした父子同室講座を、区保育・子育て支援センターおよび認定こども園にじいろで各1回ずつ、定員10組で計10回実施予定。また、冬季の雪遊びをテーマとした講座については、各定員10組で5区での実施を予定している。	子ども未来局	子育て支援部		

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
100	2-2	P72	さっぽろ親子絵本ふれあい事業	絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもち、乳幼児が絵本にふれるきっかけをすることを目的に、4か月児健康診査での絵本の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報提供を行います。	-	-	-	有	さっぽろ親子絵本ふれあい事業が子どもに読み聞かせをするきっかけとなった割合	100%	100%	①	達成	-	-	4か月児健康診査の際に、絵本、市長からのメッセージカード、絵本の読み聞かせに関する情報チラシを配布し、情報発信を行った。	引き続き4か月児健康診査の際に、絵本と絵本の読み聞かせに関する情報チラシ(市長メッセージを含む)を配布するほか、家庭での読み聞かせに関する動画のPR等、情報発信を行う。	子ども未来局	子育て支援部		
101	2-2	P72	保育ニーズコーディネート事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	○	-	保育所・幼稚園・認定こども園	無	-	-	-	③	未達成	就学前児童数の減少による	当事業について周知を行っている。	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供した。	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供する。	子ども未来局	子育て支援部		
102	2-2 3-1	P72 P84	家庭教育支援の充実	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親子応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	○	○	小・中・特別支援学校 幼稚園・認定こども園 子ども未来局子育て支援部	有	家庭教育事業への参加を、家庭教育に役立てている人の割合	93%	90%	②	未達成	家庭教育学級及び親子応援団講座への参加者は増加したが、特設サイトやオンライン講演会の閲覧者数が減少し、目標を達成することができなかった。	オンライン講演会については、学校と保護者間の連絡アプリ「すぐる」等を活用して宣伝したが、これまでのチラシ配布より効果が低かった可能性がある。周知方法について改めて検討し、数値の回復に努める。	「家庭教育学級」は開設数・参加人数ともに緩やかな増加傾向にあり、令和6年度は83の園・学校が、学習会を企画・開催した(参加者2,071人)。「親子応援団事業」では、乳幼児の保護者や家庭教育学級未開設の園・学校を対象とした講座を行ったほか(参加者426人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数821回)。また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のコンテンツの追加を行うなど、サイト内の充実を図った(延べ閲覧者数16,053人)。	各家庭教育学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど、「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。	教育委員会	総務部		
103	2-2	P72	幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	○	○	幼稚園、保育所、認定こども園 ちあふる、各区保健センター等	無	-	-	-	③	達成	-	-	札幌市幼児教育講演会を1か月間のオンデマンド配信で実施。総視聴回数は227回。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で100回実施。累計で2,296名が参加。	札幌市幼児教育講演会を1か月間のオンデマンド配信で実施予定。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を5園で5月から3月まで実施予定。	教育委員会	学校教育部		
104	2-2 2-3 2-4	-	妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成	-	-	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、従来の初妊婦に加え、希望する経産婦への訪問指導を実施した。	令和7年4月からは、子ども子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」が創設され、「妊婦支援給付金」を妊婦であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠していることでの人数、一人につき5万円を現金で支給するものに変更となった。当該給付金の申請書とともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠前から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当部		
■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実																					
105	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠前から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	「子育て世代包括支援センター」は令和6年度からの「こども家庭センター」設置に伴い、統合されたため、令和5年度をもって終了した。	実施予定なし	子ども未来局	母子保健担当部		
106	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	無	-	-	-	③	達成	-	-	・要保護児童対策地域協議会としての活動を行った。 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動を行った。	・要保護児童対策地域協議会としての活動実施予定 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動実施予定	子ども未来局	児童相談所		
107	2-2 3-3	P73 P88	児童家庭支援センター運営事業	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	○	○	市内児童家庭支援センター 児童相談所 各区家庭児童相談担当係	無	-	-	-	③	達成	-	-	市内6か所に児童家庭支援センターを設置し、子育てに困ったときの相談場所を整備している。	センターの安定運営のため、引き続き運営費の補助とセンターとの連携を継続していく。	子ども未来局	児童相談所		

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管						
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部			
108	2-2	P73	サポートファイル さっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	○	○	①障がい児支援機関等(社会福祉法人楡の会、社会福祉法人麦の子会、特定医療法人さっぽろ悠心の郷、社会福祉法人はるこれの里、社会福祉法人札幌協働福祉会等) ②教育委員会学びの支援担当課等	無	-	-	-	-	-	-	障害児地域支援マネージャーが障がい児通所支援事業所訪問(848件訪問)時に活用方法を説明。	令和6年度同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部						
109	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	【再掲】多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	地域の各NPO団体、ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) 公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合	43.9%	50%	未達成	在留期間が短い層が、札幌に住み続けたいと感じる割合が低かった	・さっぽろ外国人相談窓口に寄せられる悩みや不安について、関係機関と連携して解決をサポートした。(相談対応実績:出産・子育て関係250件、教育関係105件、身分関係/結婚/離婚/DV等36件) ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)で異文化紹介イベントを実施した。 ・姉妹都市の中学校とのオンライン交流や、総合学習への国際交流員の派遣(実施件数:29件)を通じて、市民の異文化理解や国際理解を促進した。 ・地域で生活する外国人親子の居場所確保とライフステージに応じた支援を実施した。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国人市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通じて市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部							
110	2-2	P73	消費者行政活性化事業費	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	○	○	ちあふる子育てサロン 児童会館	有	消費者教育を受けたり、自ら学んだことがある人の割合	-	-	-	③	-	市内の子育てサロン・児童会館22か所にて出張講座を実施(参加者数:167組)	市内の子育てサロン・児童会館等にて出張講座を実施予定	市民文化局	市民生活部						
111	2-2	P73	子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅(東雁来団地)の入居者を募集します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集した。	現入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集予定。	都市局	市街地整備部						
■ワーク・ライフ・バランスの推進																								
112	2-2	P74	育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、子の看護休暇の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	○	○	札幌商工会議所 市民文化局男女共同参画室 経済観光局産業振興部	有	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(延べ)	1,135社	1,125社	達成	②	認証企業数は増えていることから、本事業の周知不足や少子化の影響があったものとする。	より多くの認証企業に本事業を活用いただけるよう効果的な事業周知を行う。	助成件数は以下のとおり。 ①育児休業代替要員雇用助成金 8件 ②男性の育児休業取得助成金 48件 ③子の看護休暇有給制度創設助成金 2件 なお、令和6年度は、「育児休業代替要員雇用助成金」について、設定当初からの最低賃金の上昇を考慮し、予算額を拡充した。	引き続き以下の助成を実施予定。 ①育児休業代替要員雇用助成金 ②男性の育児休業取得助成金 ③子の看護休暇有給制度創設助成金 令和7年度は、育児・介護休業法改正に伴い、③の申請要件を見直し、企業が休暇取得事由を広く定めることを要件とする。	子ども未来局	子ども育成部					

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
113	2-2	P74	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	○	○	幼稚園、保育園等 子育て支援施設(ちあふる)区役所保育コーディネーター 子ども未来局子育て支援部	有	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人数(累計)	762人	700人	①	達成	-	-	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる個別支援を実施。(個別相談件数:2,647件) 新たな働き方であるギグワークの相談対応を開始した他、女性の多様な働き方を紹介する事例集を作成し、周知・啓発を実施した。	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる個別支援を実施。 今年度から新たにカウンセラーを1名増員して在宅ワークやギグワーク等の新たな働き方についての支援を強化しており、引き続き、個々の希望に沿ったきめ細かな支援を実施する。	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部		
114	2-2	-	働き方改革推進事業	企業の働き方改革を支援する常設相談窓口を設置し、多様な働き方を推進するためのテレワーク導入経費の補助等により企業の働き方改革を推進します。	-	○	市民文化局男女共同参画室	有	人材確保できている企業の割合	24.9%	29.8%	①	未達成	企業経営動向調査にて、市内企業2,000社に対し調査を実施し、「人材確保できている」と回答した割合が24.9%であったため。 また、運輸業、建設業は他の業種と比べて人材確保できている割合が低かった。	R6年度より実施している求人情報発信補助金に、R7年度からは専門家派遣を付けるなど、市内企業の人材確保について、支援を強化していく。	企業の働き方改革を支援する常設相談窓口を設置し、テレワーク導入に係る各種相談をはじめ機器の購入経費の補助や各種セミナー・コンサルティング支援・出前講座の実施等により、市内中小企業等の就労環境整備を推進する。 また、求人情報発信補助金を強化し、専門家によるコンサルティングと合わせた制度とすることで、企業の人材確保に向けた取組を支援する。	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部			
115	2-2	-	男女がともに活躍できる環境づくり応援事業	・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用します。 ・男女がともに暮らし働きやすい社会を目指し、市民・企業向けのフォーラムを実施するなど、普及啓発を行います。	○	○	市内社会保険労務士企業(セミナー開催における連携) 市民 子ども未来局	有	やりがいと充実感を感じて働く女性の割合	45.2%	35.3%	①	達成	-	-	・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用した。 ・誰もが暮らし働きやすい社会を目指し、市民向け5回、企業向け3回の連続フォーラムを実施し、普及啓発を行った。	・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用する。 ・誰もが暮らし働きやすい社会を目指し、市民・企業向けのフォーラムを実施するなど、普及啓発を行う。	市民文化局	男女共同参画室		
116	1-4 2-2 4-1	-	【再掲】こども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	③	-	-	-	中央区・北区・東区の3区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。その他7区はセンター長が統括支援員を兼務。	中央区・北区・東区・白石区・豊平区・西区の6区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。その他4区はセンター長が統括支援員を兼務。	子ども未来局	児童相談所/母子保健担当部		
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実																					
■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備																					
117	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	「子育て世代包括支援センター」は令和6年度からの「こども家庭センター」設置に伴い、統合されたため、令和5年度をもって終了した。	実施予定なし	子ども未来局	母子保健担当部		

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
118	2-3	P76	妊婦一般健康診査	安全な出産のため、妊婦健康審査14回分の費用を一部助成します。	○	○	医療機関等各区健康子ども課	無	-	-	-	-	-	-	経済的負担の軽減と定期的に受診する環境づくりを一層進めるために、妊婦一般健康診査の公費負担を14回とし、里帰り出産などに対する助成費支給(償還)を行った。 実施内容 1 健診回数14回分及び超音波検査6回分を公費負担する。 2 対象検査項目【1～14回目共通】 ・問診・診察、血圧・体重測定、尿検査【1回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・生化学検査(グルコース) ・免疫学的検査(ABO・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、HIV抗体価検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、風疹抗体価、トキソプラズマ抗体、HTLV-1抗体検査) ・子宮頸がん検診 ・性器クラミジア ・細菌性陰症【5回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・常用負荷試験50gGCT法(血糖)【10回目】 ・ノンストレス検査【11回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・B群溶血性レンサ球菌(GBS)【12回目】 ・ノンストレステスト【13回目】 ・ノンストレス検査【14回目】 ・ノンストレス検査【超音波検査】6回 3 基本健診延べ受診者数(公費負担制度利用者数)113,938人 4 償還払件数 261件	経済的負担の軽減と定期的に受診する環境づくりを一層進めるために、妊婦一般健康診査の公費負担を14回とし、里帰り出産などに対する助成費支給(償還)を行う。 実施内容 1 健診回数14回分及び超音波検査6回分を公費負担する。 2 対象検査項目【1～14回目共通】 ・問診・診察、血圧・体重測定、尿検査【1回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・生化学検査(グルコース) ・免疫学的検査(ABO・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、HIV抗体価検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、風疹抗体価、トキソプラズマ抗体、HTLV-1抗体検査) ・子宮頸がん検診 ・性器クラミジア ・細菌性陰症【5回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・常用負荷試験50gGCT法(血糖)【10回目】 ・ノンストレス検査【11回目】 ・血液学的検査(末梢血液一般検査) ・B群溶血性レンサ球菌(GBS)【12回目】 ・ノンストレステスト【13回目】 ・ノンストレス検査【14回目】 ・ノンストレス検査【超音波検査】6回 3 基本健診延べ受診者数(公費負担制度利用者数)115,403人 4 償還払件数 286件 (予定値については過年度実績より算出)	子ども未来局	母子保健担当部	
119	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等各区健康子ども課	無	-	-	-	③	-	-	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援した。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	子ども未来局	母子保健担当部	
120	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦訪問事業	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等各区健康子ども課	無	-	-	-	③	-	-	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行った。	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行う。	子ども未来局	母子保健担当部	
121	1-3 2-3	P62 P76	【再掲】産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等各区健康子ども課	有	-	49.7%	23.9%	①	-	-	産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設または利用者の居宅において助産師等による健康管理や育児指導等のケアを実施した。10月には訪問型を新たに開始するとともに、誰もが利用できるユニバーサルサービスとした。	産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設または利用者の居宅において、助産師等による健康管理や育児指導等のケアを実施する。	子ども未来局	母子保健担当部	
122	1-4 2-3	P65 P76	【再掲】母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等各区健康子ども課	無	-	-	-	③	-	R7.11月に実績値が確定予定。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行った。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	子ども未来局	母子保健担当部	

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
123	1-4 2-3	P65 P76	【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課		-	-	-	③	-	-	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備した。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備する。	子ども未来局	母子保健担当部			
124	2-3	P76	不妊専門相談事業	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図った。	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図る。	子ども未来局	母子保健担当部			
125	2-3	P76	不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成。	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成する。	子ども未来局	母子保健担当部			
126	2-3	P76	産婦人科救急コーディネイト事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	○	○	保健福祉局医療政策課 医療機関	無	-	-	-	③	-	-	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整を実施（365日、19時～翌朝9時）	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整を実施予定（365日、19時～翌朝9時）	保健福祉局	ウェルネス推進部			
127	2-2 2-3 2-4	-	【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成	-	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、従来の初妊婦に加え、希望する経産婦への訪問指導を実施した。	令和7年4月からは、子ども子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」が創設され、「妊婦支援給付金」を妊婦であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠していることでの人数、一人につき5万円を現金で支給するものに変更となった。当該給付金の申請書とともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当部			
128	2-3	-	不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成する。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	有	不妊治療費助成の累計件数	772件	2053件	①	未達成	周知の不足等による	助成事業については同様の内容で引き続き実施するとともに周知活動を行っていく。	不妊治療を行っている方の経済的負担を軽減するため、医療保険適用外により医療費が高額となる先進医療に要する費用の一部を助成した。	不妊治療を行っている方の経済的負担を軽減するため、医療保険適用外により医療費が高額となる先進医療に要する費用の一部を助成する。	子ども未来局	母子保健担当部		
129	2-3	-	妊娠SOS相談事業	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	有	妊娠葛藤を抱える方の母子健康手帳の出産後交付数	15件	9件	①	未達成	当初計画よりも増加したが、前年と比べて減少	事業については、同様の内容で実施予定。	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、居場所の提供を行った。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行った。	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、居場所の提供を行う。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行う。	子ども未来局	母子保健担当部		

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載の有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管				
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標		R6年度実績	目標値(R6年度)			設定指標	理由	対応状況	局	部
■健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援																					
130	2-3	P77	母子関連マスキング事業	新生児の先天性の病気などを早期発見・早期治療することで障がいの原因となる病気の発症を未然に防止する。	○	○	医療機関 各区健康子ども課 子ども未来局子育て支援部 子育て支援課	無	-	-	-	③	-	-	11,082人の新生児を検査し、28例の患者の早期発見により、治療開始に結び付けた。	継続して26項目の検査を実施するほか、年度中に国の実証事業に参加し、2項目の追加実施を行う。	保健福祉局	衛生研究所			
131	1-3 2-3	P63 P77	【再掲】乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	①4か月児健康診査 実施回数:359回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:328回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:357回 ④3歳児健康診査 実施回数:359回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施予定回数:362回 ②10か月児(再来)健康診査 実施予定回数:348回 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数:360回 ④3歳児健康診査 実施予定回数:360回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	子ども未来局	母子保健担当部			
132	2-3	P77	5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを発見し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	○	○	医療機関 療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	・5歳児健康診査を実施 ・5歳児発達相談を実施	・5歳児健康診査を実施予定 ・5歳児発達相談を実施予定	子ども未来局	母子保健担当部			
133	2-3	P77	赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	○	○	医療機関等 各区健康子ども課	無	初回検査で難聴の疑いがあるとスクリーニングでき、確認検査へと繋がった累計件数	795件	857件	①	未達成	初回検査で要再検査と判定されたものの、再検査を受検していないものが一定数存在している。	健康診査受診時の受診勧奨等を継続して実施するとともに、療育機関や教育機関との連携等を強化することで目標達成に近づけてゆく。	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図った。	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	子ども未来局	母子保健担当部		
134	2-3	P77	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	○	○	札幌市医師会 各区保健センター	有	おたふくかぜワクチン接種率	43%	50%	①	未達成	昨今の物価高騰等の影響もあり、接種費用の捻出が困難な子育て世帯があったことが一つの要因と考えられる。	目標値には届かなかったものの、これまでの水準と同程度の接種率で小児ワクチン接種スケジュールの1つとして定着の兆しが見えはじめており、一定の成果を出すことができていることから、定期接種の対象となるまでの間、事業を継続する。	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン任意予防接種時の費用を助成。	令和6年度同様、当該事業を実施する。	保健福祉局	保健所		
135	2-3	P77	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	○	○	小・中・高等学校 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	正しい性の知識についての周知不足	若者に向けてリーフレット等を活用し正しい性の知識の普及啓発をさらにやっていく。	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図った。	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図る。	子ども未来局	母子保健担当部		
136	2-3	P77	若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	リーフレット活用数	32538部	25000部	③	達成	-	-	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備した。	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備する。	子ども未来局	母子保健担当部		
137	2-3	P77	思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	○	○	公益財団法人北海道精神保健推進協会 札幌市若者支援総合センター 各区保健福祉部	無	電話・来所相談件数(延べ数)	116	-	-	-	-	-	思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図った。	引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図る。	保健福祉局	障がい保健福祉部		
138	2-3	P77	食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	○	○	小・中学校 企業、地域団体 各区健康・子ども課 子ども未来局子育て支援課	有	1日の野菜摂取量(20歳以上) 野菜摂取に関する啓発等の回数	-	-	-	②	達成	-	・野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行った。 ・各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行った。	・野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行う。 ・各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行う。	保健福祉局	ウエルネス推進部		
139	2-3	P77	食に関する指導の推進	地産地消や「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。	○	○	環境局事業廃棄物課 経済観光局農政部農政課 小・中・特別支援学校	有	地産地消等の食育を通して、野菜摂取量について意識している人の増加 学校でのフードリサイクル等も含めた地産地消の指導回数	61.9%	68.2%	②	未達成	-	関係者による連絡会議の開催。 フードリサイクル作物を使用した学校給食を提供(全小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校)。 フードリサイクル堆肥活用校での栽培活動を通じた食育・環境教育の推進。フードリサイクル堆肥活用校交流会の開催。 生ごみ回収の推進 生ごみ回収対象校から100%回収。 啓発事業を実施	関係者による連絡会議の開催予定。 フードリサイクル作物を使用した学校給食を提供(全小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校)。 フードリサイクル堆肥活用校での栽培活動を通じた食育・環境教育の推進予定。フードリサイクル堆肥活用校交流会の開催予定。 生ごみ回収の推進 生ごみ回収対象校から100%回収予定。 啓発事業を実施予定	教育委員会	学校支援担当部			
									-	-	-	-	-	-	教育委員会ホームページでの紹介。	教育委員会ホームページでの紹介予定。					

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A P 掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
基本施策4 経済的支援の充実																			
140	2-4	P78	子ども医療費助成の拡充	子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度(2021年度)までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。	-	-	-	有	子ども医療費助成の助成対象の拡大	中学3年生	中学3年生	①	達成	-	-	0歳から中学生までの子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成。 ・助成件数 2,674,678件 ・助成金額 5,402,463千円	0歳から18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成。 なお、令和7年4月から、高校生世代も助成対象に追加した。	保健福祉局	保険医療部
141	2-4	P78	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図った。	令和6年度と同様に実施予定。	子ども未来局	子育て支援部
142	2-4	P78	3歳未満児の第2子以降の保育料無償化	幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数え、2人目の保育料を無償化し、新たに年収640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用の有無にかかわらず世帯の2人目以降の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	-	-	-	有	第2子以降の保育料無償化の実施	実施	実施	①	達成	-	-	令和6年度より認可保育所等における第2子以降の保育料を世帯年収や子の年齢差に関わらず無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。	令和6年度と同様に実施予定。	子ども未来局	子育て支援部
143	2-4	P78	児童手当の支給	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当を支給します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	①15歳到達後最初の年度末までの児童を養育する父母等に手当が支給される。 手当額は3歳未満の児童は一律15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円・第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の該当者は一律5,000円(R4.6分手当以降)。 所得上限限度額以上の該当者は資格消滅により支給なし(R4.6分手当以降)。 ※施設入所等児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円。 R6.10月分手当より法改正あり。内容は以下のとおり。 (1)所得制限の撤廃 (2)支給対象を18歳到達後最初の年度末までの児童に、要件児童を22歳到達後の最初の年度末までの児童に延長 (3)第3子以降の手当を中学生未満月15,000円から年齢を問わず月30,000円に増額 (4)支給回数を年3回から年6回に増加	令和6年度と同様に実施予定。	子ども未来局	子育て支援部
	2-4 4-4	P78 P108	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	R6.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額45,500円・一部支給月額45,490円～10,740円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,750円・一部支給月額10,740円～5,380円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,450円・一部支給月額6,440円～3,230円 R6.11～児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の改正 (1)第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ 児童1人の支給額:全部支給月額45,500円・一部支給月額45,490円～10,740円 児童2人目以降の加算額:全部支給月額10,750円・一部支給月額10,740円～5,380円 (2)全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引き上げ (3)扶養親族等の範囲の見直し	R7.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額46,690円・一部支給月額46,680円～11,010円 児童2人目以降の加算額:全部支給月額11,030円・一部支給月額11,020円～5,520円	子ども未来局	子育て支援部
145	2-4	P78	札幌市奨学金支給事業	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	○	-	高校、大学等	有	経済的な困窮度合いが高く、かつ特に学業成績が優秀な希望者のうち奨学生として採用された割合	79%	100%	②	未達成	採用予定者数を上回る対象者が応募をしていたため。	採用枠を拡大した。	奨学生採用人数 高校等:1,340人 大学等:560人	奨学生採用予定人数 高校等:1,340人 大学等:660人	教育委員会	学校教育部
									年間支給決定者数	1,900人	1,900人		達成						
									-	-	-		-						

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
146	2-4	P78	札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	-	-	-	有	受給者のうち、技能習得により、就職・進学など経済的自立に資するキャリアを積むことができた者の割合	96%	100%	②	未達成	-	-	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、技能習得を目的とした高等学校等に通う児童に対し、技能習得資金(月額)は公立5,000円・私立8,000円、入学支度資金(入学時)は公立10,000円・私立15,000円を支給。	令和6年度と同様に実施予定。	子ども未来局	子育て支援部
									特別奨学金の支給	実施	実施		達成						
									-	-	-		-						
147	2-4	P79	就学援助	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	○	-	小・中学校	無	-	-	-	-	-	-	-	対象児童数(小学校):9,966人 対象生徒数(中学校):5,886人	見込み対象児童数(小学校):11,522人 見込み対象生徒数(中学校):6,683人	教育委員会	学校教育部
148	2-4	P79	実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	-	-	-	有	実施率	100%	100%	①	達成	-	-	世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。 R6補助対象実績:1335人	引き続き、世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。 R7補助対象人数見込み:1287人	子ども未来局	子育て支援部
									補助人数	1,335人	1,269人		達成						
									-	-	-		-						
149	2-4	P79	助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	-	-	-	有	助産施設運営補助の実施	実施	実施	①	達成	-	-	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施した。	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施する。	子ども未来局	子育て支援部
									補助件数	109件	160件		未達成						
									-	-	-		-						
150	2-4	P79	私学助成	私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	-	-	-	有	①ふるさと納税寄付額(年間)	71,575千円	25,000千円	①	達成	-	-	①以下の金額を各学校の学級数に応じて交付した。加えて、ふるさと納税制度による寄付金を募り、必要経費等を除いた額を寄付者が指定した学校に交付した。 ・小学校(2校)700千円 ・中学校(6校)2,100千円 ・高等学校(18校)85,600千円 ・ふるさと納税寄付分54,886千円 ②令和6年度の対象園127園に対し、補助を実施。	①以下の金額を各学校の学級数に応じて交付予定。加えて、ふるさと納税制度による寄付金を募り、必要経費等を除いた額を寄付者が指定した学校に交付予定。 ・小学校(2校)700千円 ・中学校(6校)1,800千円 ・高等学校(17校)80,835千円 ・ふるさと納税寄付分46,600千円 ②令和7年度の対象園127園に対し補助を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部・子育て支援部
									①補助金交付学校数(年間)	26校	27校		未達成						
									②教材教具等補助金の交付園数	127園	127園		達成						
151	2-4	P79	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	○	-	小・中学校	有	希望者への助成率	100%	100%	①	達成	-	-	助成児童生徒数 ・小学生 909人 ・中学生 239人	助成児童生徒数見込み ・小学生 851人 ・中学生 245人	教育委員会	学校教育部
									助成対象者への周知率	100%	100%		達成						
									-	-	-		-						
152	2-4	P79	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	○	-	中学校・高等学校等	有	助成申請者数	848人	710人	②	達成	-	-	助成者数 848人	助成者数見込み 806人	教育委員会	学校教育部
									希望者への助成率	100%	100%		達成						
									-	-	-		-						
153	2-4	P79	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	市営地下鉄に乗車する場合、同伴する保護者1人につき幼児4人まで乗車料無料としている。	令和7年度についても同様に実施を予定。	交通局	事業管理部
									-	-	-		-						
									-	-	-		-						
154	2-2 2-3 2-4	-	【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成	-	-	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、従来の初妊婦に加え、希望する経産婦への訪問指導を実施した。	令和7年4月からは、子ども子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」が創設され、「妊婦支援給付金」を妊婦であることを認定した後に5万円を支給するほか、妊娠していることでの人数、一人につき5万円を現金で支給するものに変更となった。当該給付金の申請書とともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当部
									妊婦訪問実施率	42%	37%		達成						
									-	-	-		-						

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
基本施策1 充実した学校教育等の推進																			
■幼児期の教育の充実																			
155	2-1 3-1	P69 P82	【再掲】幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 保健福祉局子ども発達支援 総合センター 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	・幼児教育センターにおいて集合型、動画配信等の教員向け研修を実施。幼児教育センター研修等に1,411名、教職経験に応じた研修に521名の教職員が参加。 ・市立幼稚園教諭が区内の小中学校及び幼児教育施設を訪問し、園内研修の協力をする「訪問研修」を実施。5校14園に対して23回訪問し、延べ361名の教職員が参加。	・幼児教育センターにおいて講演会・専門研修及び教職経験に応じた研修の他、二つの高い内容・テーマの研修を17講座実施。(昨年より1講座増設) ・全ての講座を対象を市立学校教諭に広げること、校種を越えた教職員間の学び合いの場を創出。 ・訪問先のニーズを捉え、「訪問研修」のテーマを小中学校向け、幼児教育施設向けそれぞれ1テーマずつ追加。 ・新たに、市立幼稚園を会場とした「参観による研修」、様々な場面で活用可能な「動画視聴による研修」を開講。園・学校の実態に合わせた受講方法を選択可能とした。	教育委員会	学校教育部
156	2-1 3-1	P69 P82	【再掲】市立幼稚園における実践研究の推進	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	△	△	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	・市立幼稚園・市立認定こども園の共通研究主題に「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」を掲げ、「長時間保育」「遊びを通した学び」「特別支援教育」「幼保小連携・接続」「家庭教育支援」をテーマとした実践研究を2園ずつペアになって推進。研究の深化を図るため、研究アドバイザーを配置。 ・実践研究の成果をまとめたパンフレットを作成し、全市の幼児教育施設や小中学校に配布することで、幼児教育の質向上について啓発。 ・市立幼稚園4園が公開保育を実施し、市内の教職員等が共に幼児教育について学び合う機会を創出。	・新たに研究主題を「子どもの「やってみよう」があれ、未来につながる幼児教育」と設定し、「共生社会の実現」「地域の中で子どもを育む幼児教育の充実」「家庭教育を支える幼児教育施設の実現」「長時間保育」「幼児教育と小中学校教育の円滑な接続」をテーマに推進。 ・幼児を取り巻く今日的課題に対応したテーマで研究することにより、市内幼児教育施設の実践におけるヒントや工夫につなげる。	教育委員会	学校教育部
157	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	【再掲】幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小中学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小中学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・ 札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	③	-	幼児教育施設の勤務形態や施設類型の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、リーフレットを配布し、本会の趣旨を伝え参加を促す。 実施後、区ごとに取組内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。10区共通の内容と方法で、幼保小連携・接続の重要性を学ぶ全体研修と、地域で連携を深めるための交流や協議を行うブロック研修を実施。 ・子ども同士の交流や教職員間の学び合い等、具体的に連携活動を企画できるよう、教育委員会が令和5年度に作成した参考資料「つながるひろがるハンドブック」を活用。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小中学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数2,065名。	・各区の園長・小学校長の代表者で構成する「代表者会」と教育委員会が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。架け橋期の教育の充実に向けた取組と幼保小連携・接続の重要性について啓発。 ・地域の中でつながりをもてない園・学校がないよう、連携活動の立案と確実な実施を促進。 ・本協議会を通じた学びや成果を各園・学校の教育活動やカリキュラムに生かしていくための資料を教育委員会が作成し、活用方法を啓発。	教育委員会	学校教育部
158	2-1 3-1	P68 P82	【再掲】市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	-	-	-	有	-	79.7%	65%	①	-	-	・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施した。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信した。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修機会を創出した。	・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修を年2回実施。	教育委員会	学校教育部	
■充実した学校教育等の推進																			
159	3-1	P82	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	○	-	小・中・高等学校PTA	無	-	-	-	③	-	ここ数年の新型コロナ感染症の拡大防止による制限の影響もあり、保護者の来校機会や地域と関わる機会が見直され、直接説明する機会が減少した背景が考えられる。	「さっぽろっ子『学び』のススメ」が繰り返し保護者に配信したり学校HPに掲載したりすることが可能となり周知の方法の幅が広がっているところ。今後は懇談会や教育相談等での活用など、各学校の活用の仕方等について、共有できるような機会の創出に努めていく。加えて、各学校の取組の状況について、校内研修や教育課程研究協議会等で話題にし、取組状況を捉えていく予定。	・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」を大幅に改訂し、「課題探究的な学習」と「自治的な活動」を推進し「学ぶ力」の育成を図った。 ・「さっぽろっ子『学び』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信し、園や学校・家庭・地域が一体となって、子どもを支える指針として活用した。	・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」を基に、動画による啓発資料を作成・配付するなど、各学校の「学ぶ力」の育成に向けた取組を推進する。 ・「さっぽろっ子『学び』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信し、「札幌市学校教育」等にも示している子ども観、教育観を、園・学校と家庭・地域で共有しながら、連携・協働を進める。	教育委員会	学校教育部
													7月中旬頃に判明	100%	未達成				

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
160	3-1	P83	課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。	-	-	-	無	-	-	-	-	③	-	-	開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、教職員の資質向上にかかる研修を実施。従来から実施している教職員研修による課題探究的な学習モデルの普及に加えて、令和4年度から市立高校各校において導入された一人一台端末を活用し、課題探究的な学習モデルの更なる普及に向けた取組を進めた。	開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、研修内容の充実を図り、課題探究的な学習モデルの更なる普及を進める。市立高校各校においては、一人一台端末の更なる活用に向け、更なる取組を進める。	教育委員会	学校教育部
161	3-1	P83	札幌らしさを生かした学習活動の推進	「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園、学校で推進し、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。	○	○	建設局雪対策室、環境局、教育委員会中央図書館 学校図書館ボランティア	無	-	-	-	-	③	-	-	・「ふるさと札幌」における学びや成長を実感し、その過程や経験に誇りをもてる教育を札幌市学校教育の総括として位置付け、様々な研修や協議会等において、広く発信した。 ・本事業の趣旨を「札幌市学校教育」に掲載し、これまでの実践事例等を含めて発信した。 ・各学校が、「雪」「環境」「読書」に関わる自校の取組をホームページに掲載し、保護者や地域等へ発信した。	・引き続き、「札幌市学校教育」に掲載されている「ふるさと札幌」における教育や本事業の趣旨、これまでの実践事例等について、様々な研修や協議会等といった様々な機会でも広く発信していく。 ・各学校が、自主的な活動等を関連付けながら「雪」「環境」「読書」に関わる取組を進め、その成果をホームページ等で保護者や地域等へ発信する。	教育委員会	学校教育部
162	3-1	P83	算数学び「beyond」プロジェクト事業の推進	課題探究的な学習の充実の一環として、算数を窓口にして学びのその先を考えたモデルをつくり、札幌市全体で子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学びを実現していくことで、学習への意欲や論理的思考力を高める。	-	-	-	有	算数の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考える児童の割合	72.7%	80%	未達成	R5年度、算数に「ごープロジェクト」事業から本事業に変わったばかりで、本事業の趣旨を理解していない小学校・義務教育学校が増えるように工夫改善していく。	今後は、本事業の趣旨を理解して授業に取り組む小学校・義務教育学校が作成していく。	本事業の趣旨等について共通理解を図り、その趣旨に添った取組を全市で進めることを目的として、説明会及び研修会を実施した。また、本事業の趣旨を踏まえた教科書に準拠したデジタル教材等(小学校5・6年生)の指導資料を作成した。	算数の専科教諭の増員を踏まえ、公開授業や研修会を適宜実施する。また、デジタル教材の指導資料等(小学校1～4年生)の作成・充実を図る。	教育委員会	学校教育部	
163	3-1	P83	外国語指導助手(ALT)の活用	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校などに外国語指導助手(ALT)を増員配置します。	-	-	-	有	ALTなどの外国人と関わるのが楽しいと思うと答えた子どもの割合	82.2%	82%	達成	-	-	-	令和6年度から外国語指導助手(ALT)を44名増員し、173名体制で配置。(JETプログラムによるALT35人、民間委託によるALT138人)市立小学校196校に対し、80名のALTを配置。3,4年生は年間35時間全ての授業時間に、5,6年生は年間70時間のうち約50%の配置を実現。市立中学校97校(福祉学園含む)のうち隔週の配置を30校、通年の配置を67校として、学級数に応じてALTを配置。市立高等学校5校に対し、それぞれALT1人を通年配置し、市立高等学校2校に対し、学科・コースの特色に応じて複数のALTを配置。市立特別支援学校5校及び分校2校に対し、ALTを1名配置。夜間中学には週3回×2時間の授業時間にALTを配置。ALTを活用した英語授業の質の向上や安定的な運営体制を構築するため、中学校のJET ALT24名を帰国のタイミングに合わせて民間委託にし、順次Non-JET ALTにする予定。	外国語指導助手(ALT)を173名体制で配置予定。(JETプログラムによるALT34人、民間委託によるALT139人)市立小学校196校に対し、80名のALTを配置。3,4年生は年間35時間全ての授業時間に、5,6年生は年間70時間のうち約50%の配置を実現。市立中学校97校(福祉学園含む)のうち隔週の配置を30校、通年の配置を67校として、学級数に応じてALTを配置。市立高等学校5校に対し、それぞれALT1人を通年配置し、市立高等学校2校に対し、学科・コースの特色に応じて複数のALTを配置。市立特別支援学校5校及び分校2校に対し、ALTを1名配置。夜間中学には週3回×2時間の授業時間にALTを配置。ALTを活用した英語授業の質の向上や安定的な運営体制を構築するため、中学校のJET ALT24名を帰国のタイミングに合わせて民間委託にし、順次Non-JET ALTにする予定。	教育委員会	学校教育部
164	3-1	P83	子どもの体力・運動能力向上事業	子どもの体力・運動能力の向上を目指し、大学と連携してその方策を検討するとともに、運動機会の少ない子どもを対象としたスポーツイベントを開催するなど、子どもの運動・スポーツ機会の一層の充実を図ります。	○	-	北海道教育大学札幌校・A-bank北海道	有	体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合	小男7.9、小女13.2、中男11.2、中女25.3	小男6.3、小女9.7、中男10.0、中女21.3	未達成	健やかな体に係る事業を進めているものの、各学校に浸透するには、一定の時間を要する。	授業を通して運動の楽しさを実感した時や、健康の保持増進の大切さを実感した時に運動習慣への関連付けを行っている。	健やかな体育成に係るパネルディスカッションを開催して「健やかな体」の育成プランの概要を周知するとともに、子どもが運動の楽しさを感じ、主体的に運動に取り組むことができるように、授業改善に係る実践例を管理職や実務担当者と共に共有した。また、子どもの運動機会の充実を図る環境整備推進事業では、全ての教育活動を貫く重点である「子どもの声を聴く」ことを反映させた取組を推進校15校(小学校9校、中学校4校、義務教育学校1校)にて実施する。更に、A-bank北海道と連携を図り、A-bank北海道に在籍するアスリートを学校に派遣して、体育、保健体育の授業の単元導入時などに本事業を活用することにより、授業の充実を図る。	健やかな体育成に係る協議会を小中の校種に分けて開催して「健やかな体」の育成プランの概要を周知するとともに、子どもが運動の楽しさを感じ、主体的に運動に取り組むことができるように、授業改善に係る実践例を実務担当者と共に共有した。また、子どもの運動機会の充実を図る環境整備推進事業では、全ての教育活動を貫く重点である「子どもの声を聴く」ことを反映させた取組を推進校15校(小学校9校、中学校4校、義務教育学校1校)にて実施する。更に、A-bank北海道と連携を図り、A-bank北海道に在籍するアスリートを学校に派遣して、体育、保健体育の授業の単元導入時などに本事業を活用することにより、授業の充実を図る。	教育委員会	学校教育部	
165	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	68.2%	65%	達成	-	-	-	「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」に係る学習を窓口、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
166	3-1	P83	進路探究学習オリエンテーリング事業	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	○	-	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部	有	自分の生き方や進路を考えるきっかけとなった子どもの割合	90.6%	75%	①	達成	-	-	各期で複数講座の受講を認め、中学生が様々な職業を体験できるようにした。引き続きインターネットを活用した申込方法を採用するとともに、本事業の魅力が伝わり、中学生の興味関心が高まるようなチラシやポスターを作成し、各学校へ配布した。	希望する生徒が複数の講座に参加できるようにし、興味や関心に応じて様々な職業を体験できるようにする。講座一覧が掲載されたチラシを配布して申込をしやすいし、より多くの中学生が本事業に参加できるようにする。	教育委員会	学校教育部
167	3-1	P83	コミュニティ・スクール推進事業	家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度を導入します。	○	-	・学校 ・地域住民 ・児童会館 など	有	コミュニティ・スクールの導入した校区の数	35中学校区	8中学校区	②	達成	-	-	令和5年度に「札幌市学校運営協議会規則」を制定し、令和6年度からパートナー校単位でのCSを推進している。令和6年度は7中学校区、令和7年度は28中学校区・1幼稚園で導入している。	教育委員会も学校の伴走支援をしながら、全校導入を推進していく。また、地域住民等の参画による「地域学校協働活動」と一体的に推進できるように促していく。	教育委員会	学校教育部
168	3-1	P83	高校改革支援事業	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	-	-	-	有	市立高校の入学者選抜出願倍率	1.3	1.3	②	達成	-	-	開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、教職員の資質向上にかかわる研修を実施。従来から実施している教職員研修による課題探究的な学習モデルの普及に加えて、令和4年度から市立高校各校において導入された一人一台端末を活用し、課題探究的な学習モデルの更なる普及に向けた取組を進めた。	開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、研修内容の充実を図り、課題探究的な学習モデルの更なる活用に向け、更なる取組を進める。	教育委員会	学校教育部
169	3-1	P83	部活動における外部人材の活用事業	各中学校における部活動の振興のため、部の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣します。	-	-	-	有	スポーツ・文化芸術に親しむ機会が十分にあると感じている中学生の割合	86.3%	72%	①	達成	-	-	各中学校に部活動指導員を83名、特別外部指導者を32名派遣した。	各中学校と高等学校に部活動指導員を108名、部活動指導員を57名派遣予定	教育委員会	学校教育部
170	3-1	P84	少人数学級の拡大	一層きめ細かな教育を実現するため、35人学級の小学3・4年生への拡大など、少人数教育の充実を検討します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	令和6年度に小学校5年生で35人学級を全面実施した。	令和7年度に小学校6年生まで拡大し、小学校全学年での少人数学級が完成する予定。	教育委員会	学校教育部
171	2-2 3-1	P72 P84	【再掲】家庭教育支援の充実	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	○	○	小・中・特別支援学校 幼稚園・認定こども園 子ども未来局子育て支援部	有	家庭教育事業への参加を、家庭教育に役立てている人の割合	93%	90%	②	未達成	家庭教育学級及び親育ち応援団講座への参加者数は増加したが、特設サイトやオンライン講演会の閲覧者数が減少し、目標を達成することができなかった。	オンライン講演会については、学校と保護者間の連絡アプリ「すくーる」等を活用して宣伝したが、これまでのチラシ配布より効果が低かった可能性がある。周知方法について改めて検討し、数値の回復に努める。	「家庭教育学級」は開設数・参加人数ともに緩やかな増加傾向にあり、令和6年度は83の園・学校が、学習会を企画・開催した(参加者2,071人)。「親育ち応援団事業」では、乳幼児の保護者や家庭教育学級未開設の園・学校を対象とした講座を行ったほか(参加者426人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数821回)。また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のコンテンツの追加を行うなど、サイト内の充実を図った(延べ閲覧者数16,053人)。	各家庭教育学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど、「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。	教育委員会	総務部
172	1-3 3-1	P62 P84	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	○	○	児童相談所 各区健康・子ども課	有	SSWが関わることで児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向へ向かっている」割合	8月頃	86.0%	①	-	-	集計中	スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、市内10区を5エリアに分け、各学校を担当する体制とした。また、スクールソーシャルワーカーが児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。	会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーが増員されたことから、問題の解決に向けた支援の充実を図る。また、さらに積極的に事案の掘り起こしをするなど、細かに事案を検討することで、児童生徒がおかれた環境が改善するように支援を行う。	教育委員会	学校教育部
173	3-1	-	GIGAスクール構想推進事業	GIGAスクール構想にて整備した1人1台タブレット端末を活用した効果的な授業展開のため、ICT機器や教材の整備を推進します。	-	-	-	有	ICT活用に関する自分の取り組みを肯定的に評価する児童生徒の割合	78.8%	77%	①	達成	-	-	1人1台端末の運用について、ネットワーク保守、予備機等の整備、ソフトウェアの整備、教員研修等を実施した。整備等は滞りなく実施できており、事業目標数値を達成することができた。	引き続き、活用環境の整備や教員に向けた研修を実施することで、児童生徒のICT活用の取組を支援していく。	教育委員会	学校支援担当部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供																			
174	3-2	P85	放課後クラブの過密化の解消	放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ります。	-	○	小学校 教育委員会生涯学習部	有	放課後児童クラブが過密化している小学校区 新たに活動スペースが広がったミニ児童会館の力所	0校区 7カ所	0校区 7カ所	①	達成 達成	-	-	北都小及び八軒西小において拡張整備工事を行い、藤野南小及び八軒小において拡張整備工事実施設計を行った。	藤野南小及び八軒小において拡張整備工事を行い、発寒小及び清田緑小において拡張整備工事実施設計を行う。	子ども未来局	子ども育成部
175	3-2	P85	児童会館等再整備事業	小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。	○	○	小学校 教育委員会生涯学習部 市民文化局地域振興部等	有	新型児童会館整備数(竣工) 新型児童会館整備数(竣工)	20 20	20 20	①	達成 達成	-	-	定山溪児童会館の整備を行い、義務教育学校定山溪学園に移転合築した。	建築業界の人材確保等により、工事の開始時期が当初の設計より遅れたため、新型整備児童会館のしゅん工は0となる予定。	子ども未来局	子ども育成部
176	3-2	P85	民間児童育成会への支援事業	「札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき登録した民間児童育成会に対し、登録児童数等に応じた助成金を交付し、運営を支援します。	○	-	民間児童育成会	有	放課後児童支援員指導員研修満足度 放課後児童支援員指導員研修受講者数	82% 266	95% 175	①	未達成 達成	R6後期の研修の講師が、R5後期と同じであったことにより、満足度が低下したため。	R7はR6と異なる講師の派遣を検討する。	公的整備前から継続している民間児童育成会39団体及び新規認定した民間児童育成会3団体への助成を行った。	公的整備前から継続している民間児童育成会38団体及び新規認定した民間児童育成会4団体への助成を行う。	子ども未来局	子ども育成部
177	3-2	P85	児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行います。児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	○	-	児童会館 地域の市民	無	- - 新型児童会館整備数(竣工)	- - 20	- - 20	③	- - 達成	-	-	児童会館111館、ミニ児童会館88館において、様々なプログラムを実施し、健全育成を推進。また、放課後児童クラブを開設し、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日には8時から19時まで開所した。	児童会館112館、ミニ児童会館87館において、様々なプログラムを実施し、健全育成を推進。また、放課後児童クラブを開設し、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日には8時から19時まで開所する。なお、児童会館整備予定についてはNo.174のとおり。	子ども未来局	子ども育成部
178	3-2	P85	放課後児童クラブの質の確保	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。国の基準は、従うべき基準から参酌すべき基準とされましたが、今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	-	-	-	無	- - -	- - -	- - -	-	- - -	-	-	全ての放課後児童クラブにおいて登録児童数に応じた適正配置を実施した。また、様々な機会をとらえて、国へ放課後児童クラブの充実に向けた要望を行った。	全ての放課後児童クラブにおいて登録児童数に応じた適正配置を実施する。また、様々な機会をとらえて、国へ放課後児童クラブの充実に向けた要望を行う。	子ども未来局	子ども育成部
179	3-2	P85	放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業	児童会館やミニ児童会館を利用しづらい地域において、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施するほか、専用室が確保できるまでの暫定整備である「放課後子ども館」を実施します。	○	-	地域住民 民生委員	無	- - 実施館数(各年度4月時点)	- - 3カ所	- - 3カ所	③	- - 達成	-	-	児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。(3カ所) ・コッポンオリ教室 ・西こども館～PEACE～ ・とよたきこども館	引き続き、放課後子ども教室3カ所を継続実施する。	子ども未来局	子ども育成部
180	3-2	P85	児童クラブにおける昼食提供	児童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食提供を行います。	-	-	-	有	利用者満足度 実施クラブ数	82.0% 199	80% 140	①	達成 達成	-	-	夏季休業期間は199館で5回ずつ、冬季休業期間は199館で8回(土日祝日除く全日)ずつ実施	夏季及び冬季休業期間ともに199館で土日祝日を除く全日実施予定。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり																			
■地域での子育て支援・虐待予防の推進																			
181	2-2 3-3	P72 P88	【再掲】地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育てが家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	有	子育てサロン利用者数(年間) 子育てサロン相談・情報提供件数(年間)	363,866人 38,464件	338,457人 38,365件	①	達成 達成	-	-	・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行った。 ・訪問型子育て支援(ホームスタート事業)を実施した。	・引き続き、多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行う。 ・令和7年度4月より、地域子育て支援拠点のうち2拠点が開催日を週3から週5に変更。	子ども未来局	子育て支援部
182	2-2 3-3	P71 P88	【再掲】区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備をします。	-	-	-	有	区保育・子育て支援センター設置数 区保育・子育て支援センター設置数	10施設 10施設	10施設 10施設	①	達成 達成	-	-	R5.4.1に供用開始となった中央区保育・子育て支援センターへの移転等により閉園した施設の解体設計、測量等を行った。	R5.4.1に供用開始となった中央区保育・子育て支援センターへの移転等により閉園した施設の解体工事、測量等を行う。	子ども未来局	子育て支援部
183	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員養成研修で学んだことを今後活用できると回答した人の割合 オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	97.80% 21,608人	80% 21,301人	①	達成 達成	-	-	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施。	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施予定。	子ども未来局	児童相談所
184	2-2 3-3	P73 P88	【再掲】児童家庭支援センター運営事業	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	○	○	市内児童家庭支援センター 児童相談所 各区家庭児童相談担当係	無	- - 児童家庭支援センター設置数	- - 6	- - 6	③	- - 達成	-	-	市内6カ所に児童家庭支援センターを設置し、子育てに困ったときの相談場所を整備している。	センターの安定運営のため、引き続き運営費の補助とセンターとの連携を継続していく。	子ども未来局	児童相談所

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
185	3-3	P88	民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	○	-	民生委員・児童委員	無	-	-	-	-	-	-	・民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動費等の交付 ・札幌市民生委員推薦会等の運営 ・民生委員への研修 ・民生委員の表彰事務 ・民生委員制度の周知、広報	・民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動費等の交付 ・札幌市民生委員推薦会等の運営 ・民生委員への研修 ・民生委員の表彰事務 ・民生委員制度の周知、広報	保健福祉局	総務部			
■子どもの安全・安心を確保する地域づくり																					
186	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-	-	-	約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部		
187	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教護協会	無	-	-	-	-	-	-	-	令和6年度実績:指導件数4,673件、声かけ件数26,733件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)	子ども未来局	子ども育成部		
188	3-3	P89	少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	○	○	「青少年を見守る店」へ登録いただいた民間企業 中学校区青少年健全育成推進会	無	-	-	-	-	-	-	-	・地区パトロールの実施 ・「青少年を見守る店」登録推進活動の実施 ・青少年を見守る店チラシ、青少年を見守る店ステッカー作成。146店が新規に登録(合計5,437店) ・インターネット等を利用した有害情報から守るための各種啓発活動 ・北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査等の実施	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部		
189	1-3 3-3	P62 P89	【再掲】犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	有	札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」と思ふ人の割合 「ながら見守り」活動登録制度の登録件数	46.4%	52.1%	①	未達成	札幌市における刑法犯認知件数が令和4年度(2022年度)から増加に転じており、体感治安の悪化を招いているため。	「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」に基づき、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を行う。	・「みんなの安全・安心ハンドブック」を市内の小学校入児に配布(札幌市電子図書館に登録)。 ・「子ども110番の家」登録者に対し、各種支援(対応の手引きやステッカーの配布、見舞金補償制度への加入など)を実施。 ・「子ども110番の家」関連講座を実施(計20回) ・子どもを対象とした出前講座(「子どもの防犯教室」)「インターネット・SNSの脅威」を実施(計35回)など	令和6年度と同様の事業を実施予定	市民文化局	地域振興部		
190	3-3	P89	安全で安心な公共空間整備促進事業	犯罪抑止や事件の早期解決ツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、市内の公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを促進します。	○	○	町内会 建設局土木部	有	札幌市が、「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」と思ふ人の割合 町内会等への補助により市内に防犯カメラが設置された数(累計)	46.4%	52.1%	①	未達成	これまで減少を続けていた刑法犯認知件数が2022年から増加に転じており、体感治安の悪化を招いている。	今後も、地域による防犯活動を継続的に促進し、市民の防犯意識向上や犯罪が発生しにくい環境づくりを図る。	町内会等を対象に、防犯カメラ機器や設置工事費などの防犯カメラの設置に係る費用を補助。令和6年度においては、計19団体から申請を受け、計89台分の設置補助を実施した。	令和6年度と同内容、同規模で補助制度を実施。	市民文化局	地域振興部		
191	3-3	P89	安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	○	○	国土交通省国土地理院 北海道地方測量部 危機管理対策室 日本赤十字北海道支部 市立幼稚園、学校	無	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組んだ学校の割合	小学校:100% 中学校:100% 高校:100%	小学校:100% 中学校:100% 高校:100%	③	達成	-	-	各学校に学校安全計画の具体例を示し、それぞれの地域の実態を踏まえた計画の策定に活用できるようにした。	各学校に学校安全計画の具体例や、「生命(いのち)の安全教育」を位置付けることなどを示し、それぞれの地域の実態を踏まえた計画の策定に寄与できるようにする。 各学校が地域特性や防災体制に応じた学校安全計画の活用と見直しを図ることができるよう、必要に応じて働き掛ける。 本市の防災アプリ「そなえ箱」や防災教育カリキュラムの活用についての普及・啓発を行い、各学校の安全教育の推進を促していく。	教育委員会	学校教育部		
192	3-3	P89	登下校時の安全管理	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	○	-	地域団体 地域住民(ボランティア)	有	スクールガードリーダーや保護者、地域団体等による見守り活動が行われている学校の割合	100%	100%	①	達成	-	-	令和6年度末のスクールガードの登録人数は1,253人となり、主に通学路の交差点や校門付近に立ち、安全な横断の支援や声掛け活動を行った。スクールガードを対象とした養成講習会を年1回実施した。 有償ボランティアのスクールガードリーダー50名による、市内211校の通学路付近の巡回活動を実施した。 スクールガードリーダー50名による、市内211校の通学路付近の巡回活動を実施した。 スクールガードリーダー連絡会を年2回実施した。	令和6年度から令和7年度にかけて、登録を継続する方への調査実施後、令和7年4月1日付けで継続者を登録した。令和7年度のスクールガードボランティアの登録人数は、5月末時点で1,104人。令和7年度は、これまで6期だった募集を7期として増やし、新規登録者の募集・登録を一層促していく予定。 スクールガードを対象とした養成講習会を、年1回実施予定。 スクールガードリーダー50名による、市内211校の通学路付近の巡回活動を実施予定。 スクールガードリーダー連絡会を年2回実施予定。	教育委員会	学校教育部		
193	3-3	P89	安全・安心な道路環境の整備事業	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。	○	○	地域住民(まちづくりセンター) 区役所(土木センター) 北海道警察 教育委員会	有	歩道バリアフリー化の整備率 歩道バリアフリー化の整備延長	79%	81%	①	未達成 未達成	工事費の高騰に伴い予算が不足したことにより、整備工事を後年度へ延期したため。	R7(2025)年度以降に、順次整備実施予定。	歩道バリアフリー化を約5km実施。 交差点事故対策を5か所実施。	歩道バリアフリー化を約8km実施予定。 交差点事故対策を13か所実施予定。	建設局	土木部		

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
■子どもの生活の場など居場所づくり																			
194	1-3 3-3	P61 P89	【再掲】児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	-	児童会館 地域住民	無	-	-	-	-	-	-	コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努めた。	引き続き、コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努める。	子ども未来局	子ども育成部	
195	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	-	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数 補助金を活用して新規開設した子ども食堂の数	115 9	110 6	①	-	-	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施した(24団体に1,993千円) ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施した(4団体1,334千円) ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	・子ども食堂に加え、学習支援や体験活動を行う団体に対し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。 ・食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金の給付を実施。	子ども未来局	子ども育成部	
196	3-3	P89	公園造成事業	みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークの骨格や街中のみどりの創出となり、子どもの遊び場となる公園・緑地の整備を行います。	○	○	地域住民等 都市局建築部等	有	厚別山本公園の整備率 都市公園面積	74% 2504	74% 2504	①	-	-	厚別山本公園の新規造成(2.4ha)	厚別山本公園の新規造成(0.8ha)	建設局	みどりの推進部	
197	3-3	P90	地域に応じた身近な公園整備事業	良好な都市環境や子どもの遊び場を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既存市街地への新規公園整備を進めます。	-	-	-	有	都心及びその周辺で整備した公園により増えた一人当たり都市公園面積 都心及びその周辺で整備に着手した公園数	7.3㎡/百人 6	7.3㎡/百人 6	②	-	-	アクションプラン(AP2023)に掲載された公園拡張予定地について、用地所管部局と所管換に関する調整を行い、地元への事業スケジュール周知を行った。	アクションプラン(AP2024)に掲載された公園拡張予定地について、用地所管部局と所管換に関する調整を行い、所管換を実施する。	建設局	みどりの推進部	
198	3-3	P90	地域と創る公園再整備事業	老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民や近隣の小学校の児童等と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。	○	○	学校 地域住民 都市局建築部等	有	地域の核となる公園のうち、再整備が実施された公園の割合 地域の核となる公園のうち、再整備を実施した公園の数	46% 365	46% 365	①	-	-	18公園の再整備を実施した。	18公園の再整備を実施。	建設局	みどりの推進部	
199	3-3	P90	安全・安心な公園再整備事業	誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。	○	○	学校 地域住民 都市局建築部等	有	総合・運動・地区公園のうち、再整備が実施された公園の割合 総合・運動・地区公園のうち、再整備を実施した公園の数	18% 7	18% 7	①	-	-	2公園の再整備を完了した。	1公園(運動公園)の再整備を完了する。	建設局	みどりの推進部	
■多様な体験機会の場の充実																			
200	1-2 3-3	P59 P90	【再掲】子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもにも提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	有	「Coミドリ」年間利用者数 「Coミドリ」年間利用者数	31,079人 31,079人	17,500人 17,500人	①	-	-	プレーパーク(年間165回実施)や多様な体験プログラム(年間64回実施)を提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施。	プレーパーク(木～日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部	
201	1-2 3-3	P59 P90	【再掲】プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益財団法人札幌市公園緑化協会	有	プレーパークの年間参加者数 プレーパーク実施団体数	8,239人 11	8,300人 12	①	未達成	悪天候等により開催回数が2023年度:154回から、2024年度:141回に減少したため。	普及啓発活動の効果により一回あたりの参加者数は2023年度:45人から、2024年度:58人に増加しているため、引き続き積極的な普及啓発活動を行う。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、体験型プレーパーク及びイベントブース出展を実施した(年間計10回程度)。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施した(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施した。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、イベントブース出展を実施(年間計10回程度)。また、体験型プレーパークを年間計5回程度、子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を年間12回程度実施する。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。	子ども未来局	子ども育成部
202	3-3	P90	こども劇場	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	○	-	地域住民	無	観劇者数	25,220人	24,400人	③	-	-	市内2か所のこども劇場を運営し、人形劇等の制作、発表の場の提供、人形劇等の制作に関する指導及び講習会の開催等を実施した。 【総ステージ数】420回 【総入館者数】190,807人	市内2か所のこども劇場を運営し、人形劇等の制作、発表の場の提供、人形劇等の制作に関する指導及び講習会の開催等を実施する。	子ども未来局	子ども育成部	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											③(AP以外)指標
203	3-3	P90	青少年国際交流事業	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い青少年の育成を図るため、姉妹都市(ノボヒルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	○	○	小・中・高等学校	有	国際交流事業への参加申込者数(累計)	58	125	①	未達成	姉妹都市については、国際情勢に鑑み、往来交流の実施ができなかったため。	R7年度より、大田市との交流を再開する予定。	シンガポールの中学3年生12名の受入を行った。	・シンガポールに札幌市内の中学2年生14名を派遣予定。 ・大田市より、中学1年生から高校1年生の10名を受入予定。	子ども未来局	子ども育成部	
204	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-	-	-	約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部	
205	3-3	P90	子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実	各図書館において、子どもの発達段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。	○	○	幼稚園、市立学校教育委員会 学校教育委員会	有	読書が好きなお子どもの割合	71.6%	77%	①	未達成	SNSの普及等の子どもの取り巻く環境の変化や多様化するニーズに対する対応不足。	従来の小中高生向けイベントは参加者が限定的であったため、見直しを実施。より多くの子どもが気軽に参加できるよう、POPコンテストや読書ノートの取組を拡大し、読書への興味を薄くする層へのアプローチを強化する。	・図書館デビュー(計20回、967名参加) ・小中学生向けキャリア教育事業(計4校、245名参加) ・特色ある図書館活用取組発表(計5校) ・文字・活字文化の日記念講演会(計1回、75名参加) ・小学生向けイベント(計1回、63名参加) ・中学生向けイベント(計1回、14名参加) ・学校司書向け研修(計1回、83名参加) ・一般市民向け講座(計1回、45名参加) 等	・図書館デビュー ・小中学生向け読書活動推進事業 ・特色ある図書館活用取組発表 ・文字・活字文化の日記念講演会 ・学校司書向け研修 ・一般市民向け講座 ・POPコンテスト 等	教育委員会	中央図書館	
206	3-3	P90	子どもの文化芸術体験事業	市内の小中学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	○	○	小学校 教育委員会	有	また文化芸術を鑑賞したいと回答した子どもの割合	90%	91%	①	未達成	Kitaraファースト・コンサートで実施した児童アンケートにて計測。別の質問項目では98%が「とても楽しかった」及び「楽しかった」との回答をしており、事業としての満足度は高いため、満足度とは別の要素により割合が下がったと推測される。	おむね目標値を達成しているため、引き続き同内容にて事業を継続する。「また来たい」と思えるような司会からの呼びかけ等も今後検討する。	「Kitaraファースト・コンサート」を6日間11公演実施し、児童15,635人が参加。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施し、児童約13,219人が参加。「ハロー！ミュージアム」を芸術の森美術館等で実施し児童13,509人が参加。このほか「ニッセイ名作シリーズ」や「おとどけアート」を実施した。	「Kitaraファースト・コンサート」を6日間11公演実施。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施。「ニッセイ名作シリーズ」を4日間8公演実施。このほか「ハロー！ミュージアム」や「おとどけアート」を実施する。	市民文化局	文化部	
207	3-3	P91	学校DEカルチャー	文化芸術関係団体が個別に実施していたアウトリーチの活動をパッケージ化し、市内の全小学校から実施希望校を募って、文化芸術に触れる機会を提供します。	○	-	小学校	無	-	-	-	-	-	-	-	-	・PMF音楽スクール ・<パイオルガンの魅力大発見！>オルガンアウトリーチコンサート ・教文オペラプログラム 歌のお届けコンサート ・SIAFアートスクール ・デリバリーミュージアム ・もっと知ろう！さっぽろの文化財 ・昔の札幌はどんな様子？豊平館と市内の開拓使の建物をめぐろう ・大昔の暮らしを知ろう！～掘りだされたさっぽろの遺跡～	・PMF音楽スクール ・<パイオルガンの魅力大発見！>オルガンアウトリーチコンサート ・教文オペラプログラム 歌のお届けコンサート ・札幌芸術の森 おはなしコンサート ・鑑賞教育「現代アートってどう見るの？」～作品ガイドにチャレンジ！～ ・デリバリーミュージアム ・楽しく知ろう！さっぽろの文化財と歴史文化 ・昔の札幌はどんな様子？豊平館と市内の開拓使の建物をめぐろう ・縄文時代にタイムトラベル！～掘りだされたさっぽろの縄文遺跡～	市民文化局	文化部
208	3-3	P91	博物館活動センター事業の充実	小金湯産クジラ化石の研究を進めるとともに、札幌の希少種などの調査・研究、寄贈標本を中心とした資料の整理・保存や収集、学校や団体との連携企画などの博物館活動センターにおける取組を拡充します。	○	△	保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ等	有	博物館活動センターの認知度	17.10%	4.00%	①	達成	-	-	・小金湯産クジラ化石や収蔵資料などを活用したイベントや展示を都心部や手稲駅で実施。 ・絵本の読み聞かせなど、子どもも参加できる体験学習会などを他部局や民間事業者等と連携して開催。 ・保育園等の見学や学校などの校外学習を受入れ。 ・自宅で手軽に自然史を学べる「おうちミュージアム」の配信 ・センターの活動をわかりやすく伝える情報誌を発行(年2回)	・小金湯産クジラ化石を活用した企画展等のイベントの実施 ・ホームページを活用した自然史に関する情報発信 ・民間事業者などの他団体との連携による体験学習会の実施 ・情報誌発行(2回) ・保育園や児童デイサービス、小・中学校等の団体受け入れ対応	市民文化局	文化部	
209	3-3	P91	ウィンタースポーツ普及振興事業	札幌の特徴であるウィンタースポーツに生涯にわたって親しめるよう、スキーリフト(対象：市内の小学1～6年生)やスケート貸靴(対象：市内の小中学生)の料金助成を行ったりウィンタースポーツ授業へのインストラクター派遣を行ったりするなど、子どもたちに対してウィンタースポーツを始めるきっかけづくりと学習環境の充実を図ります。	-	○	教育委員会 学校教育委員会	有	ウィンタースポーツ実施率	11月頃記載可	21.4%	②	達成	-	-	中学校・高校・特別支援学校のスキー学習にスキーインストラクターを派遣。 中学校のウィンタースポーツ学習に地域スポーツ指導者を派遣。 中学校のスキー遠足にスキーインストラクターを派遣。 小学校の歩くスキー授業にインストラクターを派遣。 小学生全学年を対象にスキーリフト料金助成を実施。 小・中学生に夏期と冬期の2回スケート貸靴料金助成を実施。 未就学児とその保護者にスキー用具レンタル料金助成を実施。	中学校・高校・特別支援学校のスキー学習にスキーインストラクターを派遣予定。 中学校のウィンタースポーツ学習に地域スポーツ指導者を派遣予定。 中学校のスキー遠足にスキーインストラクターを派遣予定。 小学校の歩くスキー授業にインストラクターを派遣予定。 小学生全学年を対象にスキーリフト料金助成を実施予定。 小・中学生に夏期と冬期の2回スケート貸靴料金助成を実施予定。 未就学児とその保護者にスキー用具レンタル料金助成を実施予定。	スポーツ局	スポーツ部	
210	3-3	P91	運動部活動アスリート派遣事業	中学校の運動部活動にアスリートを派遣して部員の競技力向上と指導者の指導力向上を図ります。	-	○	教育委員会 学校教育委員会	無	-	-	-	③	-	-	-	30部活動にアスリートを派遣。	30部活動にアスリートを派遣予定。	スポーツ局	スポーツ部	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管						
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部					
									②AP活動指標											③(AP以外)指標				
211	3-3	P91	【事業名称変更】アスリート発掘・育成事業	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートの育成を図ります。	○	-	各競技団体及び札幌市スポーツ協会	有	強化指定に選出されたアスリートの育成数(累計)	78	20	①	達成	-	-	①ウインタースポーツ塾(ウインタースポーツ体験者を増やす取組、ウインタースポーツ競技者増に向けた取組) ②カーリング普及促進 子ども向け指導プログラムやレベル別カーリングスクールなどの教室を実施。 ③タレント発掘・育成事業 ④雪印等のトップアスリート所属企業と連携し、体験会等を実施	①ウインタースポーツ塾(ウインタースポーツ体験者を増やす取組、ウインタースポーツ競技者増に向けた取組) ②カーリング普及促進 子ども向け指導プログラムやレベル別カーリングスクールなどの教室を実施。 ③タレント発掘・育成事業 ④企業と連携した体験会等を実施。	スポーツ局	スポーツ部					
212	3-3	P91	スポーツ姉妹都市交流事業	姉妹都市提携記念年に札幌市の中学生選手団を姉妹都市へ派遣し、相手都市の選手団を札幌マラソン大会に招待をするなど、スポーツ交流及び文化交流を行います。	-	○	総務局国際部	無	-	-	-		-					-	-	-	未実施	実施予定なし	スポーツ局	スポーツ部
213	3-3	P91	ものづくり人手不足対策支援事業	ものづくりを体験できる場やイベントを通じて、若年層に対してものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、若年層がものづくりに興味を持つきっかけを提供し、地元のものづくり企業への将来的な就職を促進します。	○	○	ものづくり企業を中心とした企業・団体 経済観光局経営支援・雇用労働担当部	有	製造業の人手不足の企業の割合	56.9%	57.3%		①					達成	-	-	・ジモトのシゴトワーク! WORK!イベント参加者: 5,687名 ・ものづくりKids拠点イベント参加者: 561名	・ジモトのシゴトワーク! WORK! 9月10～11日の2日間、つどーむにて開催予定。 ものづくりKids拠点 7月～3月に拠点開設予定。	経済観光局	産業振興部
214	3-3	-	【事業名称変更】IT人材確保育成事業	若年層の自発的なIT学習を促進し、将来的にITの高度利用ができるよう、市内の小中学生や高校生、大学生等を対象に、デジタル技術を体験できるイベントやITを活用した課題解決手法を学ぶハンズオンセミナー等を実施します。	○	○	教育機関、企業等	有	札幌市内のIT産業従事者数	20,240人(見込)	20,100人	①		達成	-	-	・小中学生向けプログラミング体験イベント「ジュニア・プログラミング・ワールド」参加者:約2500名 ・小学生～高校生向けさっぽろマイクラフトワークショップ参加者:88名(事前申込920名) ・40歳以下大学生、大学院生、エンジニア等向け高度エンジニア発掘・育成プログラム「STAND OUT」応募:7組(採択:5組) ・22歳以下向け「札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金」採択:5組	・小中学生向けプログラミング体験イベント「ジュニア・プログラミング・ワールド」 ・小・中学生向けさっぽろマイクラフトワークショップ ・22歳以下向け「札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金」 ・専門学生、大学生向けITエンジニア体験プログラム ・文系学生向けワークショップ ・その他企業等と連携した人材育成					経済観光局	経済戦略推進部
215	3-3	-	地域学校協働活動推進事業	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	○	-	学校、地域団体、NPO法人	有	地域学校協働活動に参加した子どもの人数(年間累計)	47,150人	40,000人			①									達成	-
216	3-3	-	子どもの職業体験事業	子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	-	○	小学校 教育委員会学校教育部 経済観光局産業振興部	有	参加した子どものうち、将来の夢や仕事の大切さについて考えた割合	85%	90%		①						未達成	参加者へ仕事のやりがいや説明するという点でやや不足が見られた。また、当日の体調不良等による不参加が相次いだため目標を下回った。	プログラムの中で仕事の意義ややりがいや説明する時間を必須とする。また、参加者枠を300名へ拡大する。	小学校の冬季休業中に、市内の小学5・6年生を対象として28種類の職業体験プログラムを実施した。	小学校の冬期休業中または、冬季休業後2/15までの土日祝日に、市内の小学5・6年生を対象として30種類以上の職業体験プログラムを用意し、子どもが希望する企業を訪問し、そこで働く大人から仕事に関する話を聞いたり、実際に仕事を教わったりする職業体験機会を提供する。	
217	3-3	-	野外教育総合推進事業	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者と関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	○	○	小学校、中学校、大学 地域団体、NPO法人 教育委員会学校教育部	有	他者との会話が増えたなど、事業参加後に何らかの変化を感じた参加者の割合	50%	85%	①			未達成	活動内容においては、子どもたちの好みや力量に応じた活動ができるよう、選択式の活動を用意する予定。	チャレンジ自然体験では、教育支援センターに通所している児童生徒を対象に、公園等で自然体験活動を実施。定員40人(年間)に対し、37人の申込みがあった。 自然体験活動リーダー養成講座では、座学や実地での活動を通じて自然体験における基礎知識等を学ぶとともに、受講者が自ら計画したプログラムを実践する内容の講座を実施。定員20人に対し、10人の申込みがあった。	チャレンジ自然体験では、教育支援センター3か所において、各2回のプログラムを実施する。実施するプログラムには、選択式の活動も組み込む予定。 自然体験活動リーダー養成講座では、地域の公園などを活用し、より参加者にとって身近な場所で座学と実践を交えた講座を開催する。	教育委員会					

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実																			
■若者の成長及び自立への支援																			
218	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	市内5か所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 ・若者登録者数:14,776人 ・延べ利用者数:272,168人	市内5か所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。	子ども未来局	子ども育成部	
219	3-4	P92	若者の交流促進	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	○	-	若者団体	無	-	-	-	-	-	-	若者同士の仲間づくりや活動のきっかけとなるプログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体のネットワークをつくり活動支援を行った。 登録若者団体数:1,972団体 プログラムの延べ参加者数:27,241人	若者同士の仲間づくりや活動のきっかけとなるプログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体のネットワークづくりを行う。	子ども未来局	子ども育成部	
220	3-4	P92	若者の社会参画促進	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	○	-	町内会などの地域団体	無	-	-	-	-	-	-	若者が地域で活動できるまちづくり活動やボランティア活動の情報提供、マッチングを行い、若者が社会に参画するための活動支援を行った。 延べ参加者数:7,837人	若者が地域で活動できるまちづくり活動やボランティア活動の情報提供、マッチングを行い、若者が社会に参画するための活動を支援する。	子ども未来局	子ども育成部	
221	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】中学校卒業等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	-	市内中学校及び高等学校	無	-	-	-	-	-	-	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、91名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局	子ども育成部	
222	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	-	学習支援に取り組むNPO団体	有	学習支援利用者のうち高卒認定試験及び高等学校合格者数(累計) 学習支援を受けた若者の人数(累計)	29人 99人	32人 100人	①	未達成 未達成	通信制高校等に在学中など当該事業参加者の裾野が増える一方で、必ずしも高卒認定試験を受験せず学習支援を受けながら高校卒業を目指すケースが増えているため。	中学校や定時制高校等へのアウトリーチ活動を継続して行い、支援の必要な若者の把握に努め、新規参加者を増やすため広報活動等の取り組みを強化する。	進路や進学の悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ299件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には48名が参加し、うち14名が高卒認定資格を取得し、3名が高校入学試験に合格した。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部
223	3-4	P93	社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組めます。	○	-	協力企業	無	-	-	-	-	-	-	企業等開拓員を1名配置し、協力企業の開拓を行い、48社の新規協力企業を獲得した。また、延べ136人の社会体験(就労体験)を実施し、43名が就労等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに企業等開拓員を1名配置し、企業開拓や社会体験のサポートを行う。	子ども未来局	子ども育成部	
224	3-4	P93	困難を抱える若者への自立支援	ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する主に30代までの若者に対し、自立支援プログラムなどの個別支援を行います。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を始めとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援へつなげられるよう取り組みます。	○	○	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成団体	無	-	-	-	-	-	-	札幌市若者支援総合センターに常設の相談窓口を設置し、困難を抱える若者やその家族・支援者等からの相談に応じたり、カウンセリングや自立支援プログラムにより、自立に向けた支援を行った。 延べ相談件数:7,513件 進路決定者数:199名	札幌市若者支援総合センターに常設の総合相談窓口を設置し、自立支援プログラム等の個別支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
■ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援																			
225	3-4	P93	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」の運営や、ひきこもりの本人や家族の居場所機能を持つ支援拠点を設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	○	○	公益財団法人北海道精神保健推進協会、NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク等 子ども未来局子ども育成部	有	-	-	-	②	未達成	ひきこもり地域支援センターの業務は限られた相談員の範囲で相談業務、関係機関と連携したケース対応、ひきこもり関係会議への参加等を行っており、比較的に1件あたりの時間がかかる業務への対応(アウトリーチ型支援など)が増えたことなどの理由から、年間相談件数が目標値に届かなかった。	相談件数減少の理由について正確な分析は難しいが、潜在的なひきこもり状態にある方を支援につなげることはもちろんのこと、ひきこもり支援においては長期的な支援が必要となり、その間を継続して支援できる機能を多くはないことから、ひきこもり地域支援センターにおける継続支援にも重点を置いて考えていくことが大切である。	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催する(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施した。	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催する(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施していく。	保健福祉局	障がい保健福祉部
226	1-3 3-4	P60	【再掲】子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	-	フリースクールを運営するNPO法人等	有	フリースクールへ通う不登校児童生徒数	143	130	①	達成	-	-	令和6年度は12団体への補助を行い、通所する143人の児童・生徒の学習環境の充実へとつなげた。また、光熱費高騰対策として、8団体に対し補助を行った。	令和6年度同様、予算24,000千円にて事業を継続する。	子ども未来局	子ども育成部
227	1-3 3-4	P60 P93	【再掲】相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組めます。	○	-	地域住民	有	相談支援パートナー等の対応・支援により、不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合	80%	85%	①	未達成	R6年から全ての小中学校等に相談支援パートナーを配置したことで、支援を受けた人数及び状況が改善した児童生徒は増加したが、不登校児童生徒数はこれまで以上に増加したため、全体としては目標値に届かなかったと考えられる。	相談支援パートナー支援時間数の検討及び研修の実施による支援の充実を図る。また、不登校児童生徒数の激増の昨今の状況を踏まえた目標値の妥当性の検討を行う。	全小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校に相談支援パートナーを配置。不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うなど、きめ細やかな支援を行った。	全小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーの配置による、効果検証及び相談支援パートナー支援時間数の調整検討や研修の実施による支援の充実を図る。	教育委員会	学校教育部
228	1-3 3-4	P60 P93	【再掲】教育支援センターにおける支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	-	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率	47%	60%	③	未達成	各施設で多様なニーズに応えられるよう柔軟な支援を実施したことで登録者数が増加した。割合としては未達成だが、人数では前年度よりも、学校へ復帰した人数は増加している。	子どもの状態によって必要な支援が異なるため、オンライン等も活用することで多様な学びの場を設け、段階的な学校復帰や社会的自立に向けた取組を支援できるようにする。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区に、教育支援センターサテライトを拡充した。さらに、これまで支援につながっていなかった不登校児童生徒を対象に、教育支援センター宮の沢において、オンラインによる支援を試行的に実施した。市内小中学校の不登校児童生徒の保護者を対象とした交流会を開催し、困りや悩みを共有できる機会を提供した。	教育支援センターサテライトでは、体験活動に加え、児童生徒が学習にも取り組めるようにすることで、学びの場を拡充する。また、オンラインによる支援を引き続き試行実施するとともに、一日あたりの活動時間および活動日を増やすことで、一人でも多くの子どもを支援できる体制を整える。さらに、保護者交流会を年2回開催することで、保護者の不安解消を図る。	教育委員会	学校教育部
229	3-4	-	困難を抱える若年女性支援事業	公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う一連の相談事業により、様々な困難を抱えた若年女性を支援します。	○	○	①各種NPO団体、各種女性支援団体ほか ②各区保健福祉部、児童相談所	有	相談など繋がりを持たせた若年女性の実人数(累計)	553人	525人	①	達成	-	-	アウトリーチ支援(夜間見回り:12回、SNS見回り:居場所の提供(短期5回、長期2回)) 自立支援(計画策定人数:2人) 関係機関との連携状況(6回) 令和6年度は、新たに市内地下鉄駅構内の女性用トイレ	以下を実施することにより、困難を抱える若年女性 ○アウトリーチ支援 ・夜間見回り ・市内繁華街等における臨時相談ブースの設置 ・SNS見回り ・相談及び面談の実施 ・出張相談の実施 ・事業周知 ○居場所の提供 ○自立支援 ○関係機関との連携	子ども未来局	子ども育成部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
基本施策1 児童相談体制の強化																					
■児童虐待防止対策体制の強化																					
230	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠前から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	「子育て世代包括支援センター」は令和6年度からの「こども家庭センター」設置に伴い、統合されたため、令和5年度をもって終了した。	実施予定なし	子ども未来局	母子保健担当部		
231	4-1	P97	心理職による相談支援体制の強化	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	○	○	医療機関 療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図った。	心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図る。	子ども未来局	母子保健担当部		
232	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	無	-	-	-	③	-	-	・要保護児童対策地域協議会としての活動を行った。 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動を行った。	・要保護児童対策地域協議会としての活動実施予定 (市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動実施予定	子ども未来局	児童相談所			
233	1-4 4-1	P64 P97	【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	-	児童家庭支援センター	有	子育てに困ったときに相談できる場が整備されていると感じる市民の割合	19.60%	19.20%	①	-	-	子ども安心ホットラインでは、電話相談員10名により夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施した。 また、市内6か所の児童家庭支援センターについて、運営費の補助を行った。相談件数については各施設増加している。	センターの安定運営のため、引き続き運営費の補助とセンターとの連携を継続していく。	子ども未来局	児童相談所			
234	1-4 4-1	P64 P97	【再掲】児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	-	-	-	有	第4次強化プランの策定	検討	策定	①	未達成	令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等を検証した上で、新たな児童相談体制強化プランの策定を行う旨、スケジュールの見直しを図ったため。	令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等を検証予定。	協働の組織文化醸成のため、全区で多職種合同研修を継続的に実施した他、新採用職員研修での職員育成ビジョンに係る研修を実施した。	新たな児童相談体制強化プラン策定に向け、令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等について、第三者評価の活用により検証を行う予定。	子ども未来局	児童相談所		
235	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員養成研修で学んだことを今後活用できると回答した人の割合	97.80%	80%	①	達成	-	-	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施。	オレンジリボン地域協力員養成研修等の児童虐待防止に係る普及・啓発を実施予定。	子ども未来局	児童相談所		
236	1-4 4-1	P64 P97	【再掲】(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	-	-	-	有	東部児童相談所の供用開始	工事継続	工事継続	①	達成	-	-	前年度に引き続き新築工事を進めた。 (着工:令和5年10月～)	引き続き新築工事を進め、令和7年9月下旬に新庁舎での業務を開始する予定。	子ども未来局	東部児童相談所		
237	4-1	P97	認可外保育施設への啓発	定例の立入調査の際に、施設としての虐待防止の取組について聴取するとともに、認可外保育施設の職員を対象とした研修会で「虐待防止」をテーマとした研修を実施します。	-	○	児童相談所	無	-	-	-	-	-	-	-	・児童相談所と連携し、児童虐待の実情と施設と関係機関が連携した見守りをテーマとした研修を実施した。【参加:155施設、174名】 ・立入調査等において、虐待防止の取組とマニュアル作成等について継続して確認する。 ・児童相談所等に速やかに情報提供ができるように、パンフレットを更新し施設へ配布する。 ・夜間保育実施園へ夜間の巡回指導を行ない、利用状況の把握と虐待防止の取組について啓発を行う。	-	子ども未来局	子育て支援部		
238	4-1	P98	DV対策普及啓発	児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	○	○	市内女性支援団体 配偶者暴力相談支援センター 各区母子・婦人相談員等	有	DVを経験した時に相談しなかった割合	-	-	①	-	-	-	実績値の確認は5年に一度実施の市民意識調査により確認しており、前回調査は令和3年度。次回調査は令和8年度に実施予定。	男女共同参画課において開催するデートDV防止講座に児童相談所職員が参加した。 児童相談所へDV相談員研修を案内し、児童相談所職員2名が受講した。	男女共同参画課において開催するデートDV防止講座に児童相談所職員が参加予定。 児童相談所へDV相談員研修を案内予定。	市民文化局	男女共同参画室	

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管				
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標		R6年度実績	目標値(R6年度)			設定指標	理由	対応状況	局	部
239	4-1	P98	社会的養護体制整備事業	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	有	89%	87%	①	達成	-	-	支援対象法人の整備計画の変更により、事業実施が延期となったため、実施見送り。	令和7年度は整備予定なし。	子ども未来局	児童相談所			
240	4-1	P98	社会的養護自立支援事業	児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達後も、個々の状況に応じて22歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	有	95%	96%	①	未達成	年度末までに就職が決まらなかった児童が一部いるため。	令和6年度に児童福祉法が改正され、社会的養護自立支援事業が児童自立生活援助事業と社会的養護自立支援拠点事業に移行されたため、今後も新事業において支援が必要な社会的養護の方々に対して、適切に支援を実施する。	自立支援計画の策定や生活・就労に関する相談支援は令和6年度で終了し、社会的養護自立支援拠点事業へ移行する予定。居住等支援については引き続き児童自立生活援助事業として支援を行う。	子ども未来局	児童相談所				
241	4-1	P98	里親制度促進事業	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的にを行います。	○	-	児童養護施設・乳児院	有	42.10%	39.00%	①	達成	-	-	○3か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施した。 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(8回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(3回) ・レベルアップ研修(8回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等	○里親支援センター1カ所と2か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(3回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(2回) ・レベルアップ研修(10回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等	子ども未来局	児童相談所			
242	4-1	P98	乳児院等多機能化推進事業	乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。	○	-	乳児院	有	-	-	③	未達成	年間を通してRS等の感染症が多かったことで、予定通りに指導ができなかったため。	フォスタリング機関や児童家庭支援センターと協働し、地域の子育て家庭への指導に積極的に取り組む。	乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を専任で担う育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施。	乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を専任で担う育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所			
243	4-1	P98	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	○	-	児童養護施設・乳児院	無	-	-	-	-	-	-	-	市内7事業者に委託し、事業を実施した。 実施施設:乳児院1施設(札幌乳児院)、児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)フォスタリング機関1施設(興正フォスタリングセンター)	市内7事業者に委託し、事業を実施する予定。 実施施設:乳児院1施設(札幌乳児院)、児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)里親支援センター1施設(興正里親支援センター)	子ども未来局	児童相談所		
244	4-1	P98	子育て世帯訪問支援事業 養育支援員派遣事業	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。	○	-	社会福祉法人	無	-	-	③	未達成	・特に支援を要する世帯に本事業の利用勧奨を進めたが、利用者からなかなか同意が得られない等の理由により支援を導入できない事例があったため。 ・受託事業者が6事業所体制になった時期がR7.2月であったため。	・支援が必要と判断できる家庭に随時利用勧奨をしている。 ・R7.4月からは6事業所体制で本事業を開始していることに加え、R7.7月から新規事業者の公募を開始している。	・「養育支援員派遣事業」は令和6年度から「子育て世帯訪問支援事業」に移行し、児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援を実施した。 ・事業受託者の拡大に向けた取組を実施した。	引き続き、必要な家庭に適切な支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所			
245	4-1	P98	児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合に掛かる経費を支給する。	○	-	児童養護施設・里親	有	年間支給人数	20	15	①	達成	-	-	左記のとおり実施済み。	児童福祉施設入所児童が、高等学校や職業訓練校等に入学・入校した場合にかかる経費を支給する。	子ども未来局	児童相談所		
246	4-1	P98	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で、大学などに入学するため措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費などについての奨学金を給付します。	○	-	児童養護施設・里親	有	年間支給人数	5	5	①	達成	-	-	左記のとおり実施済み。	令和6年度に引き続き、進学に伴い施設等を対処した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する	子ども未来局	児童相談所		
247	4-1	P98	児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	無	-	-	-	-	-	-	-	北海道との共催で実施した。令和6年度は、第一回目を対面、第2回をオンラインで開催し、施設における専門的なケアや家庭支援、ソーシャルワークについての研修を実施し、21施設から23名が受講した。	北海道との共催にて開催予定。	子ども未来局	児童相談所		
248	4-1	P99	児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	無	-	-	-	-	-	-	-	自立援助ホーム20施設(定員6名～10名)が事業を実施した。	自立援助ホーム21施設(定員6～10名)が事業を実施予定	子ども未来局	児童相談所		

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
249	4-1 4-4	P99 P107	母子生活支援施設の活用	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用した。 R6年度入所世帯数(月累計※):794世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月=12世帯としてカウント	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用する。	子ども未来局	子育て支援部		
									-	-	-	③	-								
									施設数	4施設	4施設	達成									
250	4-1	-	児童養護施設等学習等支援事業	施設入所児童へ学習指導等を行い、児童の学習能力の向上、自主性及び社会性等の伸長を援助し、児童の社会的自立を促進する。	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	児童養護施設5施設及び里親へ措置等されている児童に対して支援を実施。	児童養護施設5施設及び里親へ措置等されている児童に対して支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所		
									-	-	-	-	-								
									-	-	-	-	-								
251	1-4 2-2 4-1	-	【再掲】こども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	-	-	-	-	中央区・北区・東区の3区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。未配置区はセンター長が統括支援員を兼務。	中央区・北区・東区・白石区・豊平区・西区の6区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を配置。未配置区はセンター長が統括支援員を兼務。	子ども未来局	児童相談所 /母子保健担当部		
									-	-	-	③	-								
									保健師のコーディネート(延)	97,334件	86,500件	達成									

基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

252	4-2	P102	療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	○	○	保健センター、子育て支援施設、保育所、幼稚園、認定こども園 児童相談所 医療機関、障害児支援施設、児童会館 区役所 子育て支援者	無	-	-	-	-	-	-	-	発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に出向いて療育支援を行い、子どもの発達を促した。また、保護者の悩みや相談に個別に応じた適切な情報提供を行い、保護者向け学習会やさつぱサロン、日曜さつぱ、またペアレントプログラムを通し、家族に対する支援を行った。 月1さつぱ・こども広場利用者延々:1,504人 週1さつぱ・こども広場利用者延々:2,943人	発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に出向いて療育支援を行い、子どもの発達を促した。また、保護者の悩みや相談に個別に応じた適切な情報提供を行い、保護者向け学習会やさつぱサロン、日曜さつぱ、またペアレントプログラムを通し、家族に対する支援を行う。	子ども未来局	子育て支援部		
									療育支援事業参加待ち数(2か月以上待ち人数)	0組	0組	③	-								
									教育相談をして満足と感じた相談者の割合	88%	100%	①	-								
253	4-2	P102	幼児教育相談の充実	幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。	○	○	児童相談所、小学校 保育所、幼稚園、認定こども園 保健センター 医療機関 障がい児支援機関 子育て支援者等	有	-	-	-	-	-	-	-	相談内容についての満足度が非常に高いが、相談場所の交通の便について改善を求める声があるため。	新たな相談場所の視察をし、より良い相談場所の検討。	幼児教育センターで、1,218件(730人)実施。 地域教育相談で、2,934件(1,177人)実施。 新たな相談場所の検討と1カ所設置予定。	教育委員会	学校教育部	
									-	-	-	①	-								
									-	-	-	-	-								
254	4-2	P102	特別支援教育・障がい児保育補助事業	障がい児・要支援児を受け入れる幼稚園及び認可保育所等に対し、補助を行います。	○	○	幼稚園、保育所、認定こども園 教)児童生徒担当部	有	要支援児を受け入れる施設に対する補助の実施率	100%	100%	達成	-	-	-	-	障がい児や特別な教育的支援を必要とする児童への支援の充実のため、幼稚園及び認可保育所等に対して2種類の補助事業(①札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業、②障がい児保育補助事業)を実施。 【R6年度実績】 ①特別支援教育事業費補助金:551,070千円 ②障がい児保育事業費補助金:483,246千円	障がい児や特別な教育的支援を必要とする児童への支援の充実のため、幼稚園及び認可保育所等に対して2種類の補助事業(①札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業、②障がい児保育補助事業)を継続実施。	子ども未来局	子育て支援部	
									補助金交付回数	125	127	未達成									
									-	-	-	-									
255	4-2	P102	障がい児保育巡回指導事業	認可保育所に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	実施回数は451回。認定児童相談485人。未認定児童相談547人。各施設からの要望が多い、障がい認定児以外の発達に心配のある児童の相談にも応え、巡回指導を実施した。	継続実施。 障がい児保育認定児が在籍する保育施設については年間2回程度の巡回指導を実施。 各施設の要望が多い、障がい児保育認定児童以外の発達に心配のある児童の相談にもできる限り応え、巡回指導を行っていく。今年度も、認定児在籍園の増加や、認定児が在籍しない園の相談にもできる限り応えることを想定し、実施目標回数は、440回を予定する。	子ども未来局	子育て支援部		
									専門職による障がい児入所施設への巡回指導の実施	451	440	達成									
									-	-	-	-									
256	4-2	P102	乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介をします。	○	○	医療機関、療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施した。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介した。	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施する。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介する。	子ども未来局	母子保健担当部		
									-	-	-	-									
									-	-	-	-									
257	4-2	P103	多様な主体の参入促進事業	障がい児を受け入れる認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施します。	○	-	認定こども園	有	障がい児保育対象児童の受入割合	100%	100%	達成	-	-	-	-	障がい児への支援の充実のため、認定こども園に対し、障がい児保育に係る経費の補助を実施。 【R6年度実績】 38,182千円	障がい児への支援の充実のため、認定こども園に対し、障がい児保育に係る経費の補助を継続実施。	子ども未来局	子育て支援部	
									障がい児保育対象児童の受入延滞	6,207	5,561	①									達成
									障がい児受入施設数	212	178	達成									
258	4-2	P103	特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 私立幼稚園等	無	-	-	-	-	-	-	-	保育所への訪問支援のニーズは増加傾向だが、私立幼稚園・認定こども園のニーズは減少傾向である。	地域での幼児教育相談や、私立幼稚園・認定こども園を対象とする特別支援教育に関する研修など、様々な機会で開催している。	私立幼稚園・認定こども園への訪問支援の件数855件(累計) 私立幼稚園・認定こども園への訪問支援の幼児数3,370人(累計) 保育所等への訪問支援の件数246件(累計) 障がいの理解や指導方法のスキルを高めるための研修会を年間4回実施 928人参加(累計)	幼児教育支援員が、私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を要する幼児への具体的な関わり方や、「個別的教育支援計画」の作成・活用方法について訪問園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施する。	教育委員会	学校教育部
									私立幼稚園等訪問支援の件数(訪問件数)	1,101件	1,150件	③	未達成								
									-	-	-	-									
259	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	【再掲】幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	幼児教育施設の勤務形態や施設類型の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、リーフレットを配布し、本会の趣旨を伝え参加を促す。実施後、区ごとに取組内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。10区共通の内容と方法で、幼保小連携・接続の重要性を学ぶ全体研修と、地域で連携を深めるための交流や協議を行うブロック研修を実施。 ・子ども同士の交流や教職員間の学び合い等、具体的に連携活動を企画できるよう、教育委員会が令和5年度に作成した参考資料「つながるひろがる」を活用。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数2,065名。	・各区の園長・小学校長の代表者で構成する「代表者会」と教育委員会が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。架け橋期の教育の充実に向けた取組と幼保小連携・接続の重要性について啓発。 ・地域の中でつながりをもてない園・学校がないよう、連携活動の立案と確実な実施を促進。 ・本協議会を通じた学びや成果を各園・学校の教育活動やカリキュラムに生かしていくための資料を教育委員会で作成し、活用方法を啓発。	教育委員会	学校教育部
									区幼保小連携推進協議会 園・校参加率	91.0%	100%	③	未達成								
									-	-	-	-									

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
260	4-2	P103	通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。	○	○	在学校・通級指導校 幼児教育センター 教育センター 医療機関等	無	-	-	-	-	-	-	-	通級による指導の在籍状況等を踏まえ、新たに6校に8教室の通級指導教室の新規開設(内、5校に発達障害通級指導教室、2校に言語障害通級指導教室、1校に難聴通級指導教室)を行った。	令和8年度に向けて、札幌市の通級による指導の在籍状況等を踏まえ、通級指導教室の新規開設の検討を進める。また、通級指導教室担当者を対象とする研修を年間を通じて3回実施するとともに、新規開設通級指導教室担当教諭を対象に通級指導教室の運営及び指導に関する説明会を行い、今後の指導の充実に資するようにする。	教育委員会	学校教育部		
261	4-2	P103	学びのサポーター活用事業	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	○	-	ボランティア(大学生ほか)	有	サポーターとの連携により、支援の充実を図ることができた学校の割合	100%	100%	①	達成	-	-	各校への活用時間の柔軟な配分を継続するとともに、「学びのサポーター活用事業活用の手引」を活用した効果的な運営等について周知を一層進める。	・各校への活用時間の柔軟な配分を継続するとともに、「学びのサポーター活用事業活用の手引」を活用した効果的な運営等について周知を一層進める。 ・また、市内関係施設及び大学へ案内チラシの送付を実施し、人材確保に努めていく。 ・研修回数を6回から3回に減らして効率的に研修を実施するとともに、対面での実施を基本としつつ、動画配信による実施について検討していく。	教育委員会	学校教育部		
262	4-2	P103	「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別的教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	○	○	障がい児支援機関 医療機関	無	-	-	-	-	-	-	-	各校における特別支援教育の充実に向け、推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施し、個別的教育支援計画を活用した関係機関等との連携のあり方や適切な合理的配慮の提供に向けた取組等について周知した。また、特別支援教育巡回相談員による個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けたサポートなどにより、切れ目ない指導・支援の充実に努めた。	各校における特別支援教育の充実に向け、推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の内容を精選するとともに、個別的教育支援計画を活用した関係機関等との連携の在り方や適切な支援・指導に生かす方策等について具体的な事例を取り上げ発信していく。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画の作成・活用の促進に向け、特別支援教育巡回相談員による各校へのサポートなどから、校内の支援体制の充実に努めていく。	教育委員会	学校教育部		
263	4-2	P103	肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	保護者の『付添い』の在り方について、『豊成・北翔支援学校における付添い軽減等に係る検討会議』を開催し、学校と意見を交わしながら検討を行った。また、肢体不自由特別支援学級を中学校に1校開設した。	保護者の『付添い』の在り方について、児童生徒の生命・健康及び現場の安全・安心を大前提とし、学校運営体制や児童生徒の実態などを踏まえつつ、学校と意見を交わしながら、引き続き協議・検討を継続していく。 また、地域の学校への肢体不自由特別支援学級の設置を進めていく。	教育委員会	学校教育部		
264	4-2	P103	放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	○	○	児童会館 教育委員会 医療機関	無	-	-	-	-	-	-	-	児童会館107館、ミニ児童会館87館で障がい児の受入れを行った(R7.3末時点)。また、障がい児の児童クラブ登録のある館に対し、職員を加配(予算措置)した。	引き続き、障がい児の登録がある館に対し、職員を加配(予算措置)する。また、職員に対し、障がい児対応に係る研修を実施する。	子ども未来局	子ども育成部		
265	4-2	P103	特別支援学校の教育内容の充実	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	○	○	医療機関等 障がい者相談支援事業所 保健福祉局障がい福祉課	有	企業就労を目指す生徒の就労率	100%	100%	①	達成	-	-	特別支援学校研究協議会の充実に努めるとともに、学校間の連携を一層促進することができるよう、取組を推進した。高等支援学校2校における就労支援については、両校の就労支援等に係る状況の把握に基づき、教育委員会、両校の3者の効果的な連携体制等について検討を行った。	特別支援学校研究協議会の充実に努めるとともに、学校間の連携を一層促進することができるよう、取組を推進していく。高等支援学校2校における就労支援については、教育委員会が中心となり、就労支援体制充実に係る研修会等を開催し、教育委員会、両校の3者の効果的な連携体制等の充実に努めていく。	教育委員会	学校教育部		
■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実																					
266	4-2	P104	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:6,589人 利用日数:73,292日 (令和7年3月実績)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部		
267	4-2	P104	医療型児童発達支援	修学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:13人 利用日数:85日 (令和7年3月実績)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部		
268	4-2	P104	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:9,943人 利用日数:112,573日 (令和7年3月実績)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部		
269	4-2	P104	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:410人 利用日数:1,027日 (令和7年3月実績)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部		
270	4-2	P104	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がい児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:4人 利用日数:8日 (令和7年3月実績)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部		

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A/P掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標 ③(AP以外)指標										
271	4-2	P104	障がい児地域支援マネジメント事業	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。	○	○	障がい児支援機関等各区保健センター等	有	障がい児地域支援マネージャーによる障害児通所支援事業所の年度内初回訪問における総合評価が安心・やや安心の割合	75%	72%	①	-	-	障害児地域支援マネージャーの訪問等実績:848件	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									障がい児地域支援マネージャーによる年間の事業所訪問率(年度内訪問実績÷年度4月時点の事業所数)	125%	100%								
									-	-	-								
272	4-2	P104	障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	○	○	障がい児支援機関 家庭児童相談室	無	-	-	-	-	-	-	障害児サービス等を利用するために作成する「障害児相談支援利用計画」の報酬請求件数及び定期的にモニタリングを行うときの報酬請求件数の合計 8,534件(国民健康保険連合会への請求件数)	令和6年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									-	-	-								
									-	-	-								
273	4-2	P104	子ども発達支援センター(ちくたく)での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	○	○	学校 保育園 幼稚園 障がい児支援機関 医療機関 子ども未来局児童相談所 各区保健福祉部	無	-	-	-	-	-	-	令和6年度に引き続き、医療、入所、通所により、障がいのある子どもや心に悩みを抱える子どもを多方面から支援していく。	保健福祉局	障がい保健福祉部		
									-	-	-								
									-	-	-								
274	4-2	P104	子どもの心の診療ネットワーク事業	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ事業)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行います。	○	○	医療機関(国立大学法人北海道大学病院、医療法人トルチユ、医療法人社団五稜会病院、社会福祉法人楡の会、社会福祉法人楡の会、特定医療法人さつぼろ悠心の郷、案内先登録医療機関)学校、障がい児支援機関等子ども未来局児童相談所、教育委員会学校教育部等	有	コンシェルジュ登録医療機関	40	45	①	-	-	クリニックの閉院等 新規開業クリニック等への協力依頼	令和6年度コンシェルジュ事業相談対応件数:905件	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									コンシェルジュ事業の相談件数	905	1125								
									-	-	-								
275	4-2	P104	子どもの補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	-	-	-	有	補聴援助システム受信機の支給件数	6	28	①	-	-	補聴援助システムの支給件数の伸び悩みのため 制度周知を図ることにより件数が回復すると見込んでい	・児童の所得制限の撤廃	令和6年度と同内容で事業を実施	保健福祉局	障がい保健福祉部
									支給品目拡充及び基準額の引き上げ	実施	実施								
									-	-	-								
276	4-2	P104	重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充	重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	-	-	-	有	日常生活用具の給付件数	43,253	42,854	①	-	-	令和6年度から以下のとおり変更した。 ・児童の所得制限の撤廃 ・基準額の改定(23種目)	令和6年度と同内容で事業を実施	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									支給品目拡充及び基準額の引き上げ	-	実施								
									-	-	-								
277	4-2	-	医療的ケア児レスパイト事業	常時の医療的ケアを必要とする児童の家族が休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供	-	-	-	有	利用希望件数に対する実際の利用件数の割合	100%	100%	①	-	-	計画通りに進められている。利用状況から、今後も計画通り進められる予定である。	令和7年度から、連携中枢都市圏等の9市町村と連携事業として実施し、給付決定時間を24時間/年から48時間/年に拡充している。	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									利用希望件数に対する実際の利用件数の割合	100%	100%								
									-	-	-								

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実																			
278	4-2	P105	医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。	○	○	医療機関(医療法人稲生会)障がい児支援機関 学校 保育所 子ども未来局子育て支援部 教育委員会学校教育部等	有	障害児通所支援における医療的ケア児受入可能事業所数	16	14	①	達成	-	-	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援。 支援者養成研修受講者:94名 サポート医師対応件数:429件	令和6年度と同内容で事業を実施	保健福祉局	障がい保健福祉部
279	4-2	P105	医療的ケア児等への支援体制の拡充	小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。	○	○	医療機関 保健福祉局障がい福祉課 子ども未来局放課後児童担当課	有	医療的ケア児が在籍する市立学校に対する看護師派遣の割合(保護者が派遣を希望しない場合を除く)	100%	100%	①	達成	-	-	医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、幼稚園1園(対象幼児:1名)、小学校21校(対象児童:21名)及び中学校4校(対象生徒:4名)へ看護師を配置した(延べ数)。今後も配置を希望する全ての市立学校に対し、看護師配置できるよう努めていく。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させていく。	医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、希望する全ての学校へ看護師を配置する(年度当初:小学校23校、中学校4校)。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させていく。	教育委員会	学校教育部
280	4-2	P105	医療的ケア児保育推進事業	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。	○	○	医療機関 保健センター 医療的ケア児支援検討会	有	保育を必要とする医療的ケア児の受入体制を整備した区	10	10	①	達成	-	-	公立保育所及び私立保育所において整備を進め、市内全区において医療的ケア児の受入体制整備ができた。公立保育所においては、豊平区保育・子育て支援センターにおいて新たに医療的ケア児を受け入れた。	公立保育所における医療的ケア児の受け入れ可能数が9人であるところ、現在は8名の受入となっているため、引き続き公募を通じて事業推進を図っていく。	子ども未来局	子育て支援部
281	4-2	P105	児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。	○	-	医療機関 児童会館	有	利用希望者のうち、実際に児童クラブを利用した者の割合	100%	100%	①	達成	-	-	医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、週6回、看護師を配置した。	引き続き、医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、週6回、看護師を配置する。なお、令和7年5月からは、新規の利用希望者への看護師配置が決定し、現在は5館5名の看護師配置を行っている。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策3 子どもの貧困対策の推進																			
282	1-3 4-3	P62 P106	【再掲】子どものくらし支援コーディネート事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	有	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数	561人	425人	①	達成	-	-	・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげたり、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 ・相談受件数:308件 ・支援継続件数:271件	・「子どもコーディネーター」を8名配置し、市内全域の児童会館や子ども食堂、認可外保育施設を巡回し、困難を抱えている子供や家庭の早期把握、支援や見守りにつなげる。	子ども未来局	子ども育成部
283	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	-	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数	115	110	①	達成	-	-	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(24団体に1,993千円) ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施(4団体1,334千円) ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	・子ども食堂に加え、学習支援や体験活動を行う団体に対し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。 ・食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金の給付を実施。	子ども未来局	子ども育成部
284	4-3	P106	子どもの貧困への理解の促進	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。	○	○	子ども食堂(子どもの居場所) 教育委員会、民生委員・児童委員	無	-	-	-	-	-	-	-	地域住民、学校関係者等に対し、出前講座を4回実施し、市職員向けに動画配信による研修を1回実施。	・地域住民、学校関係者等に対し、子どもの貧困への関心や理解を深めるための普及啓発や研修を、動画配信等も利用しながら実施する。	子ども未来局	子ども育成部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実																			
285	4-4	P107	ひとり親家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	-	-	-	有	高等職業訓練促進給付金受給者のうち就業者数	55	54	①	-	-	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。 (支給実績) 自立支援:43件7,554千円 高等職業:225件251,606千円 高卒認定:4件244千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する。 ※令和7年6月10日付け要綱改正により、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における所得制限撤廃及び高等職業訓練促進給付金等事業の所得制限緩和を行った。	子ども未来局	子育て支援部	
286	4-4	P107	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	-	-	-	無	年間利用者数	142	165	③	-	派遣延べ回数はR5年度を上回ったものの、実利用者数は想定を下回ったため	LINE等を活用した広報などにより周知に努めていく	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施した。 ※令和6年2月より、所得に応じて設けていた利用料を廃止し、所得にかかわらず利用料を無料とした。	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。	子ども未来局	子育て支援部
287	4-4	P107	ひとり親家庭支援センター等運営事業	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	-	-	-	無	各種相談受付件数(年間延べ件数)	6984	10000	③	-	コロナ禍による減少から回復しなかったため	LINE等を活用した広報などにより周知に努めていく	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行った。	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行う。	子ども未来局	子育て支援部
288	4-4	P107	母子・婦人相談員による相談対応	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。	-	-	-	無	年間参加児童数(延べ人数)	3635	3460	①	-	-	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施した。 母子・婦人相談員数:3,019件	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談に応じる。 ※令和7年度から中央区、東区で各1名増員	子ども未来局	子育て支援部	
289	4-4	P107	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	○	-	ボランティア(大学生・元教員等)	有	登録児童数	228	223	①	-	-	市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び令和6年度からは兄弟に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行う。	市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び兄弟に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行う。	子ども未来局	子育て支援部	
290	4-4	P107	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	-	-	-	無	「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 <実績> くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約20,270部	-	-	-	-	-	・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信	子ども未来局	子育て支援部		
291	4-4	P107	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。	-	-	-	無	母子父子寡婦福祉資金貸付	実施	実施	③	-	-	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行った。 母子福祉資金貸付金 74件 35,386,768円 父子福祉資金貸付金: 7件 3,295,800円 寡婦福祉資金貸付金: 1件 260,000円	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。	子ども未来局	子育て支援部	
292	4-1 4-4	P99 P107	【再掲】母子生活支援施設の活用	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	-	-	-	無	施設数	4施設	4施設	③	-	-	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用した。 R6年度入所世帯数(月累計※):794世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月=12世帯としてカウント	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用する。	子ども未来局	子育て支援部	

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	A P 掲載有無	指標(R5年度～)			R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R6年度実績	目標値(R6年度)		設定指標	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
293	2-4 4-4	P78 P108	【再掲】児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	R6.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額45,500円・一部支給月額45,490円～10,740円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,750円・一部支給月額10,740円～5,380円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,450円・一部支給月額6,440円～3,230円 R6.11～児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の改正 (1)第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ 児童1人の支給額:全部支給月額45,500円・一部支給月額45,490円～10,740円 児童2人目以降の加算額:全部支給月額10,750円・一部支給月額10,740円～5,380円 (2)全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引き上げ (3)扶養親族等の範囲の見直し	R7.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額46,690円・一部支給月額46,680円～11,010円 児童2人目以降の加算額:全部支給月額11,030円・一部支給月額11,020円～5,520円	子ども未来局	子育て支援部		
294	4-4	P108	ひとり親家庭の保育所の優先入所	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施した。	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施。	子ども未来局	子育て支援部		
295	4-4	P108	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	国基準の約50%の保育料に設定。	令和6年度と同様に実施。	子ども未来局	子育て支援部		
296	4-4	P108	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時にひとり親・多子・多家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	-	-	-	無	-	-	③	-	-	入居者が退去し、修繕が完了した住宅を抽選倍率を優遇のうえ、募集した。	現入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集する際には抽選倍率を優遇のうえ、実施する。	都市局	市街地整備部		
297	4-4	P108	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	-	-	-	有	①②ひとり親家庭等医療費助成の助成対象の拡充(親通院)	親入院・非課税世帯の親通院	親入院・非課税世帯の親通院	達成	-	-	ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 生計維持者が住民税非課税の場合の親については、令和6年8月から、これまでの入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費も助成対象とした。 なお、生計維持者が住民税課税の場合の親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。 ・助成件数 310,661件 ・助成金額 788,126千円	ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 (生計維持者が住民税課税の場合の親の通院を除く)	保健福祉局	保険医療部	

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R6年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和6年度実施状況	令和7年度実施予定	所管			
									①AP事業目標	②AP活動指標	③(AP以外)指標	R6年度実績		目標値(R6年度)	設定指標			理由	対応状況	局	部
基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進																					
298	1-4 4-5	P64 P109	【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の観点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	-	○	市文化局男女共同参画課 教育委員会 母子保健担当部	無	-	-	-	-	-	-	-	対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。	対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていい。	子ども未来局	子ども育成部		
299	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	68.2%	65%	①	-	-	-	「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部		
300	1-1 4-5	P56 P109	【再掲】障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	地域学習については、改訂したリーフレットを活用し、事業の目的や意義について各校へあらかじめ周知するとともに、札幌市ホームページにも取組例等を掲載し、事業の促進に向けた啓発に努めていく。また、小中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的事例等を取り上げながら各校の取組の推進を図った。	地域学習については、改訂したリーフレットを活用し、事業の目的や意義について各校へあらかじめ周知するとともに、札幌市ホームページにも取組例等を掲載し、事業の促進に向けた啓発に努めていく。また、小中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的事例等を取り上げながら各校の取組の推進を図る。	教育委員会	学校教育部		
301	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	【再掲】多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	・地域の各NPO団体、ボランティア団体 ・外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) ・公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合	43.9%	50%	①	未達成	在留期間が短い層が、札幌に住み続けたいと感じる割合が低かった	在留期間が短い層の困りごとの上位である日本語のコミュニケーション、行政窓口での手続き、地域住民との交流や日常生活のルールのことなどの支援に更に力を入れていく。	・さっぽろ外国人相談窓口へ寄せられる悩みや不安について、関係機関と連携して解決をサポートした。(相談対応実績:出産・子育て関係250件、教育関係105件、身分関係/結婚/離婚/DV等36件) ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)で異文化紹介イベントを実施した。 ・姉妹都市の中学校とのオンライン交流や、総合学習への国際交流員の派遣(実施件数:29件)を通じて、市民の異文化理解や国際理解を促進した。 ・地域で生活する外国人親子の居場所確保とライフステージに応じた支援を実施した。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国籍市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通じて市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部		
302	4-5	P109	帰国・外国人児童生徒支援事業	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。	○	○	総務局国際部 札幌国際プラザ 教育委員会教育相談担当課 地域団体	有	支援を受けて、安心して学校生活を送ることができた子どもの割合	93.8%	90%	①	達成	-	-	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣した。さらに新規指導登録者への研修や、学校と指導協力者を対象とした連絡会議の開催、指導用教材の貸与などによって、個々の状況に応じた支援の充実につながった。	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が円滑に学校生活等に適應できるよう、指導協力者の派遣拡充や研修の実施、指導用教材の貸与や効果の検証を行い、個々の状況に応じた指導の充実を図る。	教育委員会	学校教育部		
303	1-1 4-5	P55 P109	【再掲】子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小・中学校 教育委員会	有	-	-	-	③	-	-	-	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布する予定。	市民文化局	男女共同参画室		
304	4-5	P109	アイヌ伝統文化振興事業	小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。	○	-	小・中・高等学校	有	アイヌ民族について知っている人の割合	97.60%	100%	①	未達成	新型コロナウイルスの流行後、落ち込んだ来館者数が戻りきらなかったため。	センターのPR及び魅力アップ等、来館者数増につながる施策の実施を行う。	・アイヌ文化体験プログラム 95校 ・アイヌ文化出前体験プログラム 75校	・アイヌ文化体験プログラム 89校 ・アイヌ文化出前体験プログラム 58校	市民文化局	市民生活部		
305	4-5	-	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、広報啓発を実施します。	-	○	北海道、北海道警察、早期援助団体	有	支援対象者への支援実施割合	100%	100%	①	達成	-	-	以下の広報啓発活動を実施。 ・市民向けセミナー(北海道、北海道警察及び早期援助団体との共催):1回 ・職員向け研修:1回 ・「犯罪被害者週間」街頭啓発(北海道、北海道警察及び早期援助団体との共催):1回	・市民向けセミナー、職員向け研修及び「犯罪被害者週間」に合わせた街頭啓発を実施予定。 ・札幌市犯罪被害者等支援条例の周知を目的として、リーフレットの配布など、各種媒体による広報啓発活動を実施予定。	市民文化局	地域振興部		
306	4-5	-	再犯防止推進事業	再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰支援の重要性について市民の理解を進めるための広報啓発を実施します。	-	○	札幌保護観察所、札幌矯正管区、札幌市保護司会連絡協議会など	有	犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う市民の割合	23%	33%	②	達成	本成果指標を含むアンケート調査の実施が6月であり、取組の効果(2024年度からの新規事業)が数値に反映されていないことに加え、5月に滋賀県大津市で保護司が面談中に殺害された事件の影響もあったものと推察されるため。	犯罪や非行をした人の立ち直りへの支援に関する市民の理解を促進するため、広報啓発を強化していく。	・刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携した広報啓発活動を実施:1回 ・市有施設でのパネル展の実施:10区×3日間	刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携した広報啓発活動を実施予定。	市民文化局	地域振興部		